

熊本大学法学部
における組織評価
自己評価書

平成 30 年 9 月 28 日
3. 法学部

目次

I	熊本大学法学部の現況及び特徴	2
II	教育の領域に関する自己評価書	5
	1. 教育の目的と特徴	6
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	7
	3. 観点ごとの分析及び判定	7
	4. 質の向上度の分析及び判定	40
III	社会貢献の領域に関する自己評価書	41
	1. 社会貢献の目的と特徴	42
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	42
	3. 観点ごとの分析及び判定	42
	4. 質の向上度の分析及び判定	53
IV	国際化の領域に関する自己評価書	54
	1. 国際化の目的と特徴	55
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	55
	3. 観点ごとの分析及び判定	55
	4. 質の向上度の分析及び判定	63
V	管理運営に関する自己評価書	65
	1. 管理運営の目的と特徴	66
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	66
	3. 観点ごとの分析及び判定	66
	4. 質の向上度の分析及び判定	85
VI	男女共同参画に関する自己評価書	86
	1. 男女共同参画の目的と特徴	87
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	88
	3. 観点ごとの分析及び判定	88
	4. 質の向上度の分析及び判定	92

I 熊本大学法学部の現況及び特徴

1 現況

(1) 学部等名：熊本大学法学部

(2) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：916 人、専任教員数（現員数：34 人、長期海外渡航：1 人）、助手：1 人

2 特徴

(1) 法学部は、昭和 54（1979）年度の法文学部の分離・改組による発足後、今日に至るまで、一貫して、社会の要請、学問の発展、学生の意識の変化等に対応すべく、望ましい法学部教育をめざして幾多の改革を行ってきた。その中でも、平成 16 年度の改革、すなわち、平成 16 年度から実施された国立大学の法人化により、法学部教育においてもその目的の達成が外部機関から評価されることとなり、法学部の教育目的の達成をいかに確実に行うかが課題となっていた。また、高等教育の制度設計上、学部教育と大学院教育との役割分担が明確になり、法学部では専ら法学に関する基礎教育を、大学院では法学に関する専門教育を行う必要性が出てきた。さらに、平成 16 年度には法科大学院（熊本大学大学院法曹養成研究科）が設置され、法学部から法科大学院への専任教員の移動が不可欠となり、基本法学科目の削減が余儀なくされたのであるが、平成 16 年度カリキュラムを実施していく中で法学に関する基礎教育という法学部の教育目的に照らして問題が指摘されたことにより、カリキュラム検討委員会を設置して平成 20 年度カリキュラムを作成した。その後、平成 20 年度カリキュラムの問題点を検証して、現行の平成 25 年度カリキュラムを作成し、実施した。

平成 27 年度末に平成 28 年度から熊本大学法科大学院の募集を停止することが大学執行部によって決定されたことから、法科大学院所属の教員を活用した法学部教育の再編成を検討することが必要となった。また、平成 25 年度カリキュラムの問題点を分析し、さらなるカリキュラムの改善を図る必要もあったため、平成 27 年度に学部長が諮問したカリキュラム検討 WG を立ち上げ、平成 29 年度実施に向けて新カリキュラムの作成を行った。

平成 29 年度実施予定のカリキュラムは、従来の法学部教育の体制を見直して、法学部教育の基本的事項を確実に押さえながら、学生の進路志望に応じて、法曹、地域人材、グローバル人材の育成のための少人数クラスでエリート教育を行うことを骨子としたもので、推薦入試の方法も改めて、高校教育との連携も視野に入れた抜本的なものであった。しかし、平成 28 年 4 月に発災した熊本地震の影響による高校の受験体制などを考慮して、全学実施を公表していた A0 入試によるグローバル・リーダー・コースの法学部受け入れ学生のためのグローバル人材クラスのカリキュラムのみを先行実施し、他のコース、クラス向けのカリキュラムと新制度による入試の実施は平成 30 年度に繰り下げることを決定した。

(2) 法学部は、人材養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第 1 は社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点であり、第 2 は地域社会・国際社会に対する法学部の貢献という視点である。このような人材養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人材養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。このような人材養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能

力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法を明示し、講義科目のほかに1年次から4年次まで演習科目を必修とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

(3) 法学部は、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地方自治体や地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③法学部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、法学部が取り組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

3 組織の目的

(1) 教育に係る法学部の目的としては、社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点と地域に対する法学部の貢献という視点、という二つの視点が重要である。前者の視点では、司法制度改革審議会の提言などにより、国民が容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして事前規制の廃止・緩和に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々の紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適切かつ迅速に解決される仕組みの整備が進められてきたことや、このような仕組みが社会の主要な場面で効果的に機能するためには、一定水準の資質と能力を備えた法の担い手、すなわち、企業・行政・NPO・市民社会・国際社会において法の担い手となる人材や各種の法律実務家が必要となることから、法学部は、効果的にこれらの人材養成の一翼を担う責務があるということである。後者の視点では、本学部は、九州の中央部に位置する中核大学の法学部として、グローバル化の下で、当地域においても増大しつつある新たな法的・政策的ニーズに応える必要がある。このような地域のニーズは、まず、社会の「法化」の進行に伴って、地域社会の諸領域で法的紛争を予防・解決する必要性が増大してきたことがあげられ、次に、地方分権化の進行に伴って、地域主導型で公共政策を形成する必要性が増大してきたことがあげられる。これら2つのニーズを背景として、法学部教育には、企業や社会の中で紛争の法的な予防や解決を担い手となる人材及び公共政策の形成や政策法務を担い手となる人材の養成が期待されているということである。このような二つの社会的要請や期待に応える教育を行うため、法学部では、法学科1学科から構成されており、教養教育及び学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施して、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース制（法学コース・公共政策コース）を採用し、法学コースでは法的に問題を解決する基礎能力を修得するための教育、及び公共政策コースでは政策的視点から問題発見・分析・解決・評価を行う基礎的能力を修得するための教育を行っている。このような教育を実質化するため、学生の受け入れについては、次のようなアドミッション・ポリシー、すなわち「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人、⑤社会や公共、とりわけ自らが生まれ育ち又は生活する地域社会における諸問題に対して、広範な知見の収集、他者との議論や対話を通じて解決策の提示を行う意欲のある人」を定めて、各種入学試験（①センター試験・前期日程試験、②③後期

日程試験、②③④⑤推薦入学試験、②③④AO入試)と対応した選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。さらに、「カリキュラム編成の方針」及び「学位授与の方針」を定め、法学部として組織的に、①法的ないし政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」、②法と政策の双方向から現実の社会で生起する問題に対応しうる基礎的な力、③法的な考え方と政策的な考え方の基本を理解した上で法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力、④幅広い視野と総合的判断力をもって法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する力、を育成することに努めている。また、2年次において「職業選択と自己実現」を開講し、3年次から進路指向型のコースを設け、民間企業、公務員及び大学院進学など学生が希望する進路に進めるような教育を目的としている。

(2) 法学部は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。法学部における研究を推進するため、本学部内に法学部教授会所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

(3) 法学部は、本学の社会貢献・地域貢献の目的に沿って、地域社会からの要請を的確に把握し、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進することを目的としている。

(4) 法学部は、本学の国際化戦略に沿って、海外インターンシップの実施、国際奨学事業の実施、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海外留学及び留学生の受入れ等の推進を目的としている。

Ⅱ 教育の領域に関する自己評価書

1. 教育の目的と特徴

法学部は、人材養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第1は社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点であり、第2は地域に対する法学部の貢献という視点である。このような人材養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人材養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。このような人材養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法等を明示し、講義科目のほかに1年次から4年次まで演習科目を必修とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして、法学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、卒業生の雇用者（公的機関や民間企業等）及び地域社会を想定して、受験生、在学生及びその家族からは各学生の将来の進路希望を達成できる教育カリキュラムを提供が期待され、卒業生、卒業生の雇用者及び地域社会からは法学及び公共政策学の知識を基盤とした課題解決能力の育成と地域社会への貢献が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

開講科目や授業内容の精選化を図るとともに教育内容及び教育方法を改善することにより、学業の成果及び就職や進学など進路決定の状況が堅実である。

【改善を要する点】

法科大学院受験や公務員試験受験など志望進路を早く決定している学生に向けたきめの細かい指導体制には改善の余地があり、別コースを立てるなどの対応が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点	教育実施体制
----	--------

(観点に係る状況)

法学部は、「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人、⑤社会や公共、とりわけ自らが生まれ育ち又は生活する地域社会における諸問題に対して、広範な知見の収集、他者との議論や対話を通じて解決策の提示を行う意欲のある人」というアドミッション・ポリシーを定めて、センター試験及び前期日程試験は①、後期日程試験は②③、推薦入学試験は②③④⑤、AO入試は②③④と各種入学試験の種類とアドミッション・ポリシーとを対応させた選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。

法学部では、法的知識を基礎として、法的にまたは政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成するという教育目的のもとで、1学科2コース制を採用している。学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施し、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース教育を導入している。3年次からのコース別教育として、法学コースと公共政策コースを設けている。法学コースでは、法的知識をもって活躍することを希望する学生や法科大学院進学を希望する学生に必要な教育を行っている。また、公共政策コースでは、政策形成能力を持って活躍することを希望する学生に必要な教育を行っている。これら2つのコースは、学生が自由に選択することができ、また、各コースで一定の選択必修科目の修得を必要とするが、その選択の範囲は広く設定されている。このような1学科2コース制で構成される本学部の収容定員は860人であるが、学生の収容定員と収容数に係る定員充足率は、毎年110%以下で推移しておりその増減の差も極めて小さくなっている(資料A-1-1-1-1)。収容定員860人に対して32人の専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を十分に満たすものであり、1学年の学生6.7人に対して1人の教員という割合は、法学部としての少人数教育を十分に可能とする体制である(資料A-1-1-1-2)とともに確実に卒業生を送り出している(A-1-1-1-3)。

教員は、法文化論講座、市民法学講座、現代法政策論講座又は公共政策論講座のいずれかの講座に所属し(平成29年度以降は人文社会科学部法学系(法学、公共政策学、交渉紛争解決学))、基礎法科目群、公法科目群、民法科目群、商法科目群、民事手続法科目群、刑事法科目群、社会法科目群、国際関係法科目群、政治学科目群、経済学科目群、アドバンスト科目群に分類される各種科目を担当する(資料A-1-1-1-4)。

法学部の教育実施に関して、各年度の教育カリキュラムの実施に関する具体的な企画・立案は教務学生委員会が担当し(資料A-1-1-1-5)、授業改善の取組についてはFD委員会が担当している(資料A-1-1-1-6)。平成20年度カリキュラムの問題点を検証し、平成25年度から新カリキュラムを実施している。

さらに、平成29年度からは、低年次教育をグローバル・リーダー・カレッジで行う全学のグローバル・リーダー・コースの実施に伴って、同コース所属学生向けにカリキュラムの一部を修正した（資料 A-1-1-1-7）。（中期計画番号8）また、同年度からの教養教育実施体制においては法学系の教員による法学部会が教員免許取得要件である「暮らしの中の憲法」を担当することになり、全学教育に対する法学系の貢献がさらに加わることとなった。（資料 A-1-1-1-4；表中では「現代教養科目」のコマとして算入）

上記教育の実施については、教務学生員会やFD委員会および教養教育法学部会および政治経済学部会内での審議及び各委員会を担当する教務担当との連携の下、教授会に提案・審議されることにより、教員の教育力の向上や職員の専門性向上のための効果に結びついている。

資料 A-1-1-1-1 法学部の学生定員及び現員

平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
収容定員	収容数	定員充足率									
860 (20)	942 (1)	109%	860 (20)	923 (0)	107%	860 (20)	901 (0)	104%	860 (20)	900 (0)	104%

() は3年次編入で内数 (出典：全学保有データ及び法学部在籍学生数調べより作成)

資料 A-1-1-1-2 法学部専任教員数 (H29.5.1 現在)

学 科	職 名				
	性別	教授	准教授	講師	合計
法学科	男	15	9	1	25
	女	4	5	3	12
	計	19	14	4	37

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-1-3 過去5年の「標準修業年限内の卒業率」及び「標準修業年限1.5年内卒業率」

年度	標準修業年限前の入学者数	標準修業年限卒業生数	標準修業年限内の卒業率	標準修業年限×1.5前の入学者数	標準修業年限×1.5学位授与件数	標準修業年限×1.5学位授与率
25	210	173	82%	211	195	92%
26	223	185	83%	216	196	90%
27	219	191	87%	210	198	94%
28	215	185	86%	223	209	94%
29	220	179	81%	219	204	93%

※編入学者は除く。

※平成25年度の場合、「標準修業年限前の入学者数」は平成22年度入学者数を示す。

※平成25年度の場合、「標準修業年限×1.5前の入学者数」は平成20年度入学者数を示す。

※平成25年度の場合、「標準修業年限×1.5学位授与件数」は平成20年度入学者で平成23年度～平成25年度卒業者を示す。

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-1-4 授業担当コマ数表 (平成 29 年度)

学 科	職 名	教員名	リ ベ ラ ル ア ー ツ 科 目	現 代 教 養 科 目	肥 後 熊 本 科 目	外 国 語 科 目	キ ャ リ ア 科 目	短 大 部 外 合 計	他 学 部 外 合 計	教 養 等 学 部 外 合 計	基 礎 演 習 I	基 礎 演 習 II	選 択 演 習 A	選 択 演 習 B	演 習 I	演 習 II	外 書 講 読	計 (コ マ)	法 学 部 専 門 科 目	計 (コ マ)	学 部 合 計	備 考
法 学 科	教 授	伊藤 洋典						2		2					2			2	政治理論、政治思想史、海外インターンシップ	3	7	
		大澤 博明								0				1	2	2		5	外交史、政治史	2	7	
		岡田 行雄		0.5				0.5	1		1				2			4	刑法各論 I、刑法各論 II、刑事政策、特殊講義 II (少年法)	4	8.5	
		大日方 信春		1					1						2	2		4	憲法 II、公法特論 I	3	8	
		倉田 賀世							0	1					2	2	1	6	社会保障法 I、社会保障法 II	2	8	外書講読 (独)
		鈴木 桂樹							0		1				2	2		5	政治過程論、現代政治論	2	7	
		苑田 亜矢	1						1	1					2	2	1	6	西洋法制史 I、西洋法制史 II	2	9	外書講読 (ラ)
		遠山 聡							0		1				2	2		5	商取引法、保険法、職業選択と自己実現	3	8	
		外川 健一	0.5	0.5					1		1				2	2		5	環境経済論、特殊講義 II (環境政策)	2	8	
		中内 哲							0		1	1	1		2		1	6	労使関係法、雇用関係法	2	8	外書講読 (英)
		林 一郎	1					0.3		1.3				1	2	2		6	国際法 I	1	8.3	

	深町 公信	1						1	1			2		3	国際法Ⅱ、国際機構論	2	6	
	山崎 広道							0						0	租税法Ⅰ、租税法Ⅱ	2	2	
	山田 秀							0	1	1	2	2		6	法哲学、法思想史	2	8	
	吉岡 英美	1						1	1			2	2	5	経済学入門Ⅱ、国際経済論	2	8	
准教授・講師	朝田 とも子				1			1	1			2	2	5	行政過程論Ⅰ、行政過程論Ⅱ	2	8	
	阿部 悠貴							0		1	2	2		5	国際関係論、国際政治学	2	7	
	池田 康弘							0	1		2	2		5	経済学入門Ⅰ、公共経済学	2	7	
	大脇 成昭							0			2	2		4	行政救済法Ⅰ、行政救済法Ⅱ、公法特論Ⅱ	3	7	
	川嶋 隆憲							0		1	2	2		5	民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ	2	7	
	澁谷 洋平							0			2	2		4	刑法総論、刑事法特論Ⅰ	3	7	
	諏佐 マリ				1			1	1		2			3	経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、特殊講義Ⅱ(科学と法)	3	7	
	舘石 宏明			9			1	1	0					0			10	
	内藤 大海							0	1		1	2		4	刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ、刑事法特論Ⅱ	3	7	

	ヘルツォーク				1 0					1 0						0			10		
	森 大輔	1				0. 3				1. 3				2	2	4	法社会学Ⅰ、法社会学Ⅱ	2	7. 3		
	山口 幸代									0	1			2	2	5	会社法	2	7		
	山根 聡恵									0				2	2	4	物権法、債権総論、債権担 保法、民事法特論Ⅰ(3回)	3. 2	7. 2		
	池田 愛									0	1	1		2	2	6	民事執行・保全法	1	7		
	島村 玲雄									0	1			2		3	特殊講義Ⅱ(地方財政)	1	4		
	濱田 絵美									0	1			2	2	5	民法総則、契約法、民事法 特論Ⅰ(2回)	2. 2	7. 2		
	三谷 仁美									0	1			2	2	5	民法入門、不法行為法、民 事法特論Ⅰ(3回)	2. 2	7. 2		
法 教 学 授 科	伊藤 洋典					2				2				2		2	政治理論、政治思想史、海 外インターンシップ	3	7		
	大澤 博明									0			1	2	2	5	外交史、政治史	2	7		
	岡田 行雄					0. 5				0. 5	1	1		2		4	刑法各論Ⅰ、刑法各論Ⅱ、 刑事政策、特殊講義Ⅱ(少 年法)	4	8. 5		
	大日方 信春	1								1				2	2	4	憲法Ⅱ、公法特論Ⅰ	3	8		
	倉田 賀世									0	1			2	2	1	6	社会保障法Ⅰ、社会保障 法Ⅱ	2	8	外書講 読(独)
	鈴木 桂樹									0	1			2	2	5	政治過程論、現代政治論	2	7		

オムニバス科目担当者（括弧内は複数コマ担当者のコマ数）

肥後熊本学	苑田、外川、林、森
外国語科目	大日方、外川、深町、吉岡
キャリア科目	岡田
短プロ（3）	館石、ヘルツォーク
"日本事情D（8回）	朝田
（後期月曜5限）"	伊藤(2)、諏佐
外書講読(英,独,仏,中,ラテン,西,伊,韓)	林、森
基礎演習Ⅰ（11）	英語[中内] 独語[倉田] 仏語[不開講] 中国語[葉] ラテン語[苑田] 西語[不開講] 伊語[不開講] 韓国語[不開講]
基礎演習Ⅱ（11）	岡田、倉田、苑田、林、深町、朝田、内藤、山口、池田(愛)、濱田、岡本(洋)[法曹]
選択演習A（5以上）	鈴木、遠山、外川、中内、山田、吉岡、池田(康)、諏佐、島村、三谷、岡本(洋)[法曹]
選択演習B（5以上）	岡田、中内、阿部、池田(愛)、松原・平田・猿渡[法曹]、徳永[法曹]
肥後熊本学	大澤、中内、林、山田、川嶋、内藤

非常勤講師予定科目【担当】〈世話役教員〉

金融論【西田】〈外川〉、特殊講義Ⅱ(国際人権法)【加藤】〈深町〉、特殊講義Ⅱ(ゲーム理論)【細江】〈池田(康)〉、特殊講義Ⅱ(科学と法)【浴野】〈諏佐〉、ジャーナリズムの現場から【読売新聞】〈伊藤〉、特殊講義Ⅱ(紛争処理と法律家の役割)【弁護士会】〈学部長〉、選択演習B【田淵,堀野】〈川嶋〉、知的財産権法【島並】〈大日方〉、日本法制史【宇野】〈苑田〉、経営学【喬】〈外川〉、経済統計【中敷領】〈外川〉、行政学【城本】〈魚住〉、地域政策【唐津,柴田,立花,中島】〈渡部〉、職業選択と自己実現【高橋】〈遠山〉、公共政策論【大西】〈魚住〉

兼担予定科目【担当】

憲法Ⅰ【徳永(法曹)】、国際私法【松永(法曹)】、国際取引法【松永(法曹)】、家族法【梅澤(法曹)】、地方自治法【中嶋(法曹)】、手形・小切手法【若色(法曹)】、民事法特論Ⅰ・Ⅱ【河野,高木,梅澤,橋本,岡本(友)(法曹)】、刑事法特論Ⅰ【岡本(洋)(法曹)】、特殊講義Ⅱ(模擬裁判～教科書から法廷へ)【馬場,渡辺,猿渡(法曹)】、基礎演習Ⅰ【岡本(洋)(法曹)】、基礎演習Ⅱ【岡本(洋)(法曹)】、選択演習A【松原,平田,猿渡,徳永(法曹)】、行政学【魚住(社文)】、公共政策論【魚住(社文)】、比較行政制度論【渡邊(社文)】、地域政策【渡部(社文)】、特殊講義Ⅱ(経営と文化)【岩田(社文)】、外国法【葉(社文)】、外書講読(中国語)【葉(社文)】
--

兼担予定科目（教職科目）【担当】

倫理学概論Ⅰ・Ⅱ【文学部】、哲学概論Ⅰ・Ⅱ【文学部】、教職実践演習（高）【文学部】

不開講予定科目

比較政治論、経済政策

(出典：法学部教授会資料)

資料 A-1-1-1-5 教授会申合せ事項目次

法学部教授会申合せ事項
(教務関係)

目 次

1	定期試験等について	2
2	法学部の追試験および再試験について	4
3	法学部定期試験監督者留意事項	5
4	成績入力及び成績発表等について	7
5	科目等履修生(留学生)・学部研究生(留学生)の受入れ等について	9
6	願い出による休学・復学・退学の取扱いについて	10
7	編入学生の既修得単位の取扱いについて	11
7-2	編入学生の履修方法について	13
8	転部学生の既修得単位の認定について	14
8-2	転部学生の履修方法について	15
9	留学に伴う履修の取扱いについて	16
10	単位互換(留学を含む)による成績評語と単位認定等について	18
11	非常勤講師枠の使用について	19
12	平成20年度カリキュラムにおけるコース分け及びクラス分けについて	20
12-2	平成25年度カリキュラムにおけるコース分けについて	21
13	「共通科目」の授業担当のあり方について	22
14	演習・外書講読を2科目以上受講した場合の単位認定について	24
15	平成20年度以降24年度以前に入学した学生の単位修得に関する特別措置	25
16	授業負担分とその調整について	27
17	ティーチング・アシスタント(TA)制度の運用について	29
18	共同実習室の利用ルール	31
19	自主ゼミ室の利用ルール	32
20	非常勤講師の採用について	33
21	教職関係科目の取扱いについて	35
22	担任制について	36
23	留年学生に対する指導体制について	37
24	オフィスアワーについて	38
25	平成20年度カリキュラムにおける履修登録上限(CAP)運用について	39
25-2	平成25年度カリキュラムにおける履修登録上限(CAP)運用について	40
26	卒業論文の取扱いについて	41

*本申合せ事項においては、

- 1) [旧]とは平成16年度以降の規定、[新]とは同25年度以降の規定、
- 2) 平成20年度カリキュラムとは、当該法学部規則第5条に基づき制定された法学部履修細則(平成19年12月19日細則第4号による改正後のもの)が定めるカリキュラム、
- 3) 平成25年度カリキュラムとは、当該法学部規則第5条に基づき制定された法学部履修細則(平成24年12月19日細則第28号による改正後のもの)が定めるカリキュラム、
- 4) 所管事務局とは、人文社会科学系事務課法学部教務担当を指し、
- 5) とくに断らない限り、平成25年度カリキュラムが念頭に置かれている。

(出典：平成25年度教授会申合せ事項から抜粋)

資料 A-1-1-1-6 FD 委員会における活動状況

- 法学部 FD 委員会活動計画案
 ○教員意見交換交流会の実施（不定期：定例教授会後）
 ○教員相互による授業参観（前後期各1回）
 ○MOODLE 講習会
 ○シラバスチェック

(出典：FD 委員会作成教授会資料より抜粋)

資料 A-1-1-1-7 平成 29 年度カリキュラム

科目区分			授業科目	単位数			履修年次				CA P	備考		
				必修	選択必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次		除外 科目		
							前	後	前	後	前		後	
必修科目			基礎演習Ⅰ	2			☆						両コースとも全科目必修	
			基礎演習Ⅱ	2				☆						
			演習Ⅰ	4					☆通年					
			演習Ⅱ	4						☆通年				
選択必修科目	法学分野	基礎法科目群	法哲学		2						○		法学コースの学生は、履修年次が3年次以上である授業科目の単位を10単位以上修得すること。	
			法思想史		2						○			
			法社会学Ⅰ		2						○			
			法社会学Ⅱ		2						○			
			西洋法制史Ⅰ		2						○			
			西洋法制史Ⅱ		2						○			
			日本法制史		2						○			
	外国法		2						○					
	公法科目群	憲法Ⅰ（基本的人権）		4		○								●
		憲法Ⅱ（統治機構）		4				○						
		行政過程論Ⅰ		2				○						
		行政過程論Ⅱ		2					○					
		行政救済法Ⅰ		2						○				
		行政救済法Ⅱ		2						○				
		租税法Ⅰ		2						○				
租税法Ⅱ			2						○					
地方自治法		2						○						
民法科目群	民法入門		2		○							●		
	民法総則		2			○						●		

	物権法	2			○				
	債権総論	2			○				
	債権担保法	2				○			
	契約法	2				○			
	不法行為法	2				○			
	家族法	2				○			
商法科目群	会社法	4			○				●
	商取引法	2			○				
	手形法・小切手法	2				○			
	保険法	2				○			
	知的財産権法	2				○			
民事手続法科目群	民事訴訟法Ⅰ	2				○			
	民事訴訟法Ⅱ	2				○			
	倒産法	2				○			
	民事執行・保全法	2				○			
刑事法科目群	刑法総論	4		○					●
	刑法各論Ⅰ	2			○				
	刑法各論Ⅱ	2				○			
	刑事訴訟法Ⅰ	2				○			
	刑事訴訟法Ⅱ	2				○			
	刑事政策	2				○			
社会法科目群	雇用関係法	2				○			
	労使関係法	2				○			
	社会保障法Ⅰ	2				○			
	社会保障法Ⅱ	2				○			
	経済法Ⅰ	2				○			
	経済法Ⅱ	2				○			
国際関係法科目群	国際法Ⅰ	2				○			
	国際法Ⅱ	2				○			
	国際機構論	2				○			
	国際私法	2				○			
	国際取引法	2				○			
アドバンスト科目群	公法特論Ⅰ	2				○			●
	公法特論Ⅱ	2				○			●
	民事法特論Ⅰ	2				○			●
	民事法特論Ⅱ	2				○			●
	刑事法特論Ⅰ	2				○			●

選択必修科目	政治学科 目群	刑事法特論Ⅱ	2					○	●	公共政策コースの 学生は、履修年次 が3年次以上であ る授業科目の単位 を10単位以上修得 すること。
		政治過程論	2				○			
		政治理論	2				○			
		政治史	2				○			
		外交史	2				○			
		政治思想史	2				○			
		行政学	2				○			
		公共政策論	2				○			
		国際政治学	2				○			
		国際関係論	2				○			
		比較政治論	2				○			
		比較行政制度論	2				○			
	現代政治論	2				○				
	経済学科 目群	経済学入門Ⅰ	2				○			
		経済学入門Ⅱ	2				○			
		経済政策	2				○			
		経済統計	2				○			
		公共経済学	2				○			
		国際経済論	2				○			
		環境経済論	2				○			
金融論		2				○				
経営学	2				○					
地域政策	2				○					
選択科目	選択演習A	2	◇							
	選択演習B	2		◇						
	職業選択と自己実現	2		◇				●		
	ジャーナリズムの現場から	2		◇				●		
	外書講読	2			◇					
	インターンシップ	2					◇	●		
	海外インターンシップ	2	◇					●		
	卒業論文	2						◇		
	特殊講義Ⅰ	2		◇						
	特殊講義Ⅱ	2				◇				
教職科目	哲学概論Ⅰ	2				◇		●	教員免許取得希望者に限 る。 選択科目として卒業要件	

										単位に算入される。
哲学概論Ⅱ			2					◇		●
倫理学概論Ⅰ			2					◇		●
倫理学概論Ⅱ			2					◇		●
教育実習			3						◇ 通年	●
教職実践演習 (高)			2						◇	●
										教員免許取得希望者に限る。 卒業要件単位に算入されない。

※1 ☆印は必修科目、○印は選択必修科目、◇印は選択科目を示す。

※2 3年次と4年次の間に印のある授業科目は、3年次前期から4年次後期までのいずれかの学期に開講する。

(出典：2017年学生便覧 51頁、52頁)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会やFD委員会を中心に問題点の改善に取り組んでおり、さらに全学の教養教育に対する貢献を適切に行っていることなどから、教育の実施体制として関係者の期待に込んでいると判断する。

観点 教育内容・教育方法

(観点に係る状況)

法学部では、カリキュラムの方針(資料A-1-1-2-1)及び学位授与の方針(資料A-1-1-2-2)を定めて教育課程を編成している。法学部教育における授業科目には、全学の教員からなる教養教育実施本部が開講する教養教育と法学部で開講される専門教育(必修科目、選択必修科目、選択科目)があり、熊本大学において必要とされる外国語や情報教育などの教養教育に加えて、法学部において必要な各コース共通の科目を学ぶ1・2年次向け科目と、法学部の人材養成目的に適応した進路指向型の教育を行う3・4年次向けの科目とに大別され、卒業要件として126単位以上の取得が必要である(資料A-1-1-2-3)。

法学部では、社会経済の構造変化と国際的な相互依存関係や世界的規模での競争の中で、市民社会の健全な発展に貢献し、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するために、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得させることを重視して、これを担う科目群として全学で共通に実施される教養教育科目を位置づけている。また、グローバル・リーダー・コースに関しては、グローバル・カレッジにおける低学年次教育がとりわけ国際的な視野を身につけるための教育として重要な役割を担っている。

法学部における専門教育として1・2年次に配当された専門科目は、法学と公共政策学を等しく学べるという本学部の特徴を示す科目群であり、法学部において必要とされる基本的科目と位置づけている。3・4年次に配当された専門科目は、進路志向別コースに分かれ、法学・政治学・経済学の分野から精選された基本科目を共通に学習し、法学部の教育に必要な専門の基礎・基本と幅広い視野を身につけることを目的としている。1・2年次には、少人数授業の基礎演習Ⅰ・Ⅱ(必修科目)を設け、高等学校から大学への転換教育を行うとともに、法学と社会科学の基礎を学習し、社会に対する問題関心を涵養しつつ、学習リテラシー技法の基礎を修得させる。さらに、少人数教育を徹底充実させるために、3・4年次には演習Ⅰ・Ⅱを設け、きめ細かな学習指導を行うとともに進路指導を行う。

法学部では、学生の多様なニーズに対応するためカリキュラムの考え方や特色にもとづく進路指向型の履修モデルを示して履修の便宜を図るとともに(資料A-1-1-2-4)、熊本県立大学総合管理学部、熊本学園大学経済学部及び商学部との間で三大学間単位互換制度を

導入して相互に学生の受け入れ及び派遣を行い、本学部では開講されていない科目の履修を可能にしており、制度の定着とともに法学部生の他大学での履修者数は増加傾向にある（資料 A-1-1-2-5）。

さらに、必修科目や選択必修科目の他に、選択科目として特殊講義を開講し、個々の学生の興味関心に応じて、法や公共政策の背景にある人間、社会、文化、歴史、思想に関する理解を広めつつ、さらに発展的な専門基礎を広範かつ重層的に学び、法的及び政策的な考え方の意義と限界についての理解を深めるため、特定の専門領域に偏らない均衡のとれた専門基礎能力を有する人材養成に配慮している。特殊講義については、各年度によって時宜にかなったものを開講テーマとしているため、開講数や内容は年度ごとに変更がある。

（資料 A-1-1-2-6）。また、3年次には、職業体験を通して進路についての意識を確かなものにするための体験型・実習型科目としてインターンシップ（協定型及び公募型）を設けている（資料 A-1-1-2-7）。さらにグローバル人材養成の一環として海外インターンシップを設け毎年学生を派遣している（資料 A-1-1-2-8）。

法学部における教育方法としては、講義科目及び演習科目ともに詳細なシラバスを作成し、授業計画書として学生全員に配布している（資料 A-1-1-2-9）。また、ティーチング・アシスタント（TA）として大学院生を任用し、学生の学習・生活の相談、議論の活性化等に役立っている（資料 A-1-1-2-10）。学生の主体的な学習を促すため、教務学生委員会が4月のガイダンス時に学年毎に全体的な履修指導項目に基づいて指導を行うとともに、前学期及び後学期の最初の演習科目授業において授業担当者が教務委員会から示される履修指導書に基づいて個別的な指導を行っている（資料 A-1-1-2-11）。さらに、全学年に履修登録上限（CAP）を設定し、学生が主体的に予習・復習を行うための時間的余裕を与えている（資料 A-1-1-2-12）。演習担当教員はクラス担任として履修指導・成績管理・進路指導を行っている（資料 A-1-1-2-13）。また、オフィスアワーを設けて補充的学習に活用しており（資料 A-1-1-2-14）、GPA 制度（資料 A-1-1-2-15）及び3年次進級や演習Ⅱの履修に一定の単位取得数の要件を設定するなどの（資料 A-1-1-2-16）、学習の進捗状況の数値化及び進級上の条件の設定等、主体的な学習を促す制度も活用した取組みを行っている。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱの担当者会議や定例教授会日のFD懇談会時に効果的な教育方法の工夫が話し合わせ、各授業にフィードバックしている。

資料 A-1-1-2-1 本学部におけるカリキュラム編成方針

1) 法学コース

カリキュラム編成方針：＜体系性＞法学各分野の学問体系を基盤として科目群を構成し、法学全般を体系的に修得できるように教育課程を編成している。＜段階性＞1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学習した上で3・4年次では進路指向型のコース別教育により法学の専門的な素養を身につけるように配置された諸科目を履修する。＜個別化（進路への対応）＞主に企業就職、法科大学院への進学、資格試験の受験を志向する学生を対象として必要な科目群を設定し、学生の進路志向に適応した教育を行う。

2) 公共政策コース

カリキュラム編成方針：＜体系性＞法学、政治学、経済学各分野の学問体系を基盤として科目群を構成して、公共政策学全般を体系的に修得できるように教育課程を編成している。＜段階制＞1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学修した上で3・4年次では進路指向型のコース別教育により公共政策学の専門的な素養を身につけるように配置された諸科目を履修する。＜個別化（進路への対応）＞主に公務員など公的機関への就職を志向する学生を対象として、公共政策に関する現状分析、政策の企画、立案、評価に必要な科目群を設定し、学生の進路志向に適応した教育を行う。

（出典：法学部学生便覧 3頁・4頁）

資料 A-1-1-2-2 本学部における学位授与方針

1) 法学コース

学位授与方針：法学科法学コースは、学士課程教育において、「企業法務に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」および「法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」を目標とし、特に、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力、すなわち実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することを目的としています。この

ことを踏まえ、以下に示す学修成果を達成すべく編成された教育課程を学修し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与します。

学習成果

【豊かな教養】

- ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力を持っている。
- ・人間と社会と自然に関して深く理解している。

【確かな専門性】

- ・法学の基本的理論・概念について説明することができる。
- ・法学の研究手法を使用することができる。
- ・法的な考え方の役割と限界を認識している。

【創造的な知性】

- ・現実の社会に生起する問題を法的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができる。

【社会的な実践力】

- ・紛争を法的に予防し、解決できる能力を備えている。

【グローバルな視野】

- ・国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力がある。

【情報通信技術の活用能力】

- ・情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができる。

【汎用的な知力】

- ・法学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく立案、形成、実施することができる能力を備えている。

2) 公共政策コース

学位授与方針：法学科公共政策コースは、学士課程教育において、「公共政策の形成に必要な資質と基礎的能力を備えた人財の養成」及び「大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」を目標とし、特に、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力、すなわち法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて社会の具体的問題を解決しうる能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、以下に示す学修成果を達成すべく編成された教育課程を学修し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与します。

学習成果

【豊かな教養】

- ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力を持っている。
- ・人間と社会と自然に関して深く理解している。

【確かな専門性】

- ・政策学の基本的理論・概念について説明することができる。
- ・政策学の研究手法を使用することができる。
- ・政策的な考え方の役割と限界を認識している。

【創造的な知性】

- ・現実の社会に生起する問題を政策的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができる。

【社会的な実践力】

- ・社会に生起する問題を政策的に解決できる能力を備えている。

【グローバルな視野】

- ・国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力がある。

【情報通信技術の活用能力】

- ・情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができる。

【汎用的な知力】

- ・政策学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく企画、立案、形成することができる能力を備えている。
- ・政策的な考え方の社会的意味と限界を認識した上で、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成ができる。

(出典：法学部学生便覧 3 頁・4 頁)

資料 A-1-1-2-3 卒業要件単位数

◎卒業単位数一覧		区 分	単 位 数
教 養 教 育	基 礎 科 目	必修外国語科目 (英語 6、初修外国語 6)	12単位
		情報基礎科目	2単位
		肥後熊本学	1単位
		体育・スポーツ科学科目	17単位以上

	自由選択外国語科目	
	リベラルアーツ科目 現代教養科目 Multidisciplinary Studies キャリア科目 開放科目	
	計	32単位以上
専 門 教 育	必修科目 (基礎演習Ⅰ) (基礎演習Ⅱ) (演習Ⅰ) (演習Ⅱ)	12単位
	選択必修科目	82単位以上※
	選択科目	
	計	94単位以上
合 計 (教養教育+専門教育)		126単位以上

※ 履修年次が3年次以上の選択必修科目の単位を、法学コースにあつては法学分野から10単位、公共政策コースにあつては政治学・経済学分野から10単位修得しなければならない。

* 3年次進級要件単位数 60単位以上

* 4年次演習Ⅱ履修条件単位数 81単位以上

(出典：学生便覧 11 頁)

資料 A-1-1-2-4 本学部における履修モデル

(1) 法律職公務員モデル					
このモデルは、法学コースに所属し、主として、公務員になることを希望している学生のためのモデルです。公務員職は、国家公務員総合職（中央省庁の幹部職員）、国家公務員一般職（国の出先機関の幹部職員）、地方公務員上級職（自治体の幹部職員）など行政に直接携わる職が代表的ですが、専門職として国税専門官・労働基準監督官や、裁判所に関わる職として裁判所事務官（総合職・一般職）などがあります。ここでは、公務員試験に必要な実体法の関連科目を中心としつつ、政策的視点を養うために必要な行政・政治・経済関係科目を配置しています。					
履 修 計 画	1年次 前期	専門 教養	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4) 必修外国語、情報基礎A(1)、肥後熊本学、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	単位 8 14	
	1年次 後期	専門 教養	民法総則、刑法総論(4) 必修外国語、情報基礎B(1)、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	6 14	
	2年次 前期	専門 教養	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現 必修外国語	18 2	
	2年次 後期	専門 教養	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ 必修外国語	20 2	
	3年次 前期	専門	行政救済法Ⅰ、契約法、債権担保法、民事訴訟法Ⅰ、社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、公共政策論、経済政策、演習Ⅰ（通年）	18	
	3年次 後期	専門	行政救済法Ⅱ、地方自治法、不法行為法、民事訴訟法Ⅱ、社会保障法Ⅱ、行政学、演習Ⅰ（通年）	14	
	4年次 前期	専門	租税法Ⅰ、公共経済学、演習Ⅱ（通年）	6	
	4年次 後期	専門	家族法、演習Ⅱ（通年）	4	
					126
	*上記以外に、希望する専門職の職種との関係で、民事執行・保全法、刑事訴訟法、刑事政策、労使関係法、現代政治論、外交史などを履修することが望ましい。				
(2) 企業法務モデル					
このモデルは、法学コースに所属し、主として、民間企業への就職を希望している学生のためのモデルです。ここでは、企業活動をめぐる様々な法的紛争の状況を的確に把握するとともに、法的紛争を未然に防ぐ予防法学的な素養や、紛争に直面した場合にも適切な対処ができる能力を身に付けることを目指しています。民法や商法、民事訴訟法、社会法などの法学分野の科目を重点的に配置しています。					
履 修 計 画	1年次 前期	専門 教養	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4) 必修外国語、情報基礎A(1)、肥後熊本学、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	単位 8 14	

履 修 計 画	1年次 後期	専門	民法総則、刑法総論(4)	6
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	14
	2年次 前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現	18
		教養	必修外国語	2
	2年次 後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ	20
		教養	必修外国語	2
	3年次 前期	専門	債権担保法、契約法、保険法、民事訴訟法Ⅰ、労使関係法、社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	16
3年次 後期	専門	不法行為法、民事訴訟法Ⅱ、社会保障法Ⅱ、経済法Ⅱ、演習Ⅰ(通年)	10	
4年次 前期	専門	手形法・小切手法、倒産法、民事執行・保全法、経営学、演習Ⅱ(通年)	10	
4年次 後期	専門	国際取引法、家族法、演習Ⅱ(通年)	6	
				126

※上記以外に、知的財産権法、国際私法、金融論のほか、法哲学、日本法制史、西洋法制史、法社会学などの基礎法科目、国際経済論、経済政策、経済統計などの経済学科目などを履修することが望ましい。

(3) 法曹モデル

このモデルは、法学コースに所属し、主として、法曹あるいは法律専門職を希望する学生のためのモデルです。ここでは、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法などの実定法科目が重点的に配置されています。また、各分野の法学の専門基本科目をさらに深く学ぶことを目的として、憲法と行政法を融合した「公法特論」、民事法系科目を総合した「民事法特論」、刑事法系科目を総合した「刑事法特論」などが配置されています。

				単位
履 修 計 画	1年次 前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、肥後熊本学、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	14
	1年次 後期	専門	民法総則、刑法総論(4)、選択演習A	8
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	14
	2年次 前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ	16
		教養	必修外国語	2
	2年次 後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ、選択演習B	22
		教養	必修外国語	2
	3年次 前期	専門	行政救済法Ⅰ、債権担保法、刑事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、倒産法、租税法Ⅰ、経済法Ⅰ、公法特論Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	18
	3年次 後期	専門	行政救済法Ⅱ、不法行為法、刑事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、国際取引法、公法特論Ⅱ、民事法特論Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	16
4年次 前期	専門	契約法、民事法特論Ⅱ、演習Ⅱ(通年)	6	
4年次 後期	専門	刑事法特論Ⅱ、演習Ⅱ(通年)	4	
				130

*上記以外に、法律専門職を目指す場合は、家族法、労使関係法、民事執行・保全法、国際私法、知的財産権法などを加えて履修することで、より学習効果を高めることが期待できる。

(4) 政策職公務員モデル

この履修モデルは、公共政策コースに所属し、主として、公務員に進路を求めることを希望する学生のためのモデルです。ここでは、政策的状況を的確に把握し国または地方自治体の適切な公共政策を策定するのに必要な基礎知識と思考方法を身につけるために、政治、行政、経済分野の政策的科目を中心に、公務員として必要な基本科目が配置されています。

				単位
履	1年次 前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、肥後熊本学、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等	14
	1年次 後期	専門	民法総則、刑法総論(4)、選択演習A	8
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、リベラルアーツ科目、現代教養科目、	14

修 計 画	Multidisciplinary Studies等			18
	2年次 前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、 経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現	
	教養	必修外国語	2	
2年次 後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、政治理論、経 済学入門Ⅱ、選択演習B、ジャーナリズムの現場から	20	
	教養	必修外国語	2	
3年次 前期	専門	公共政策論、経済政策、公共経済学、経済統計、行政救済法Ⅰ、法社会学、 演習Ⅰ(通年)	14	
3年次 後期	専門	行政救済法Ⅱ、現代政治論、環境経済論、地方自治法、契約法、不法行為法 、行政学、演習Ⅰ(通年)	16	
4年次 前期	専門	社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、演習Ⅱ(通年)	6	
4年次 後期	専門	比較政治論、演習Ⅱ(通年)	4	
				126

*上記の科目以外に、希望する職種との関係で、民事執行・保全法、刑事政策、債権担保法、国際政治学、国際経済論などを履修することが望ましい。

(出典：学生便覧 22頁～26頁)

資料 A-1-1-2-5 単位互換制度の実施状況

派遣先 (本学部→他大学)	熊本県立大学 総合管理学部				熊本学園大学 商学部				熊本学園大学 経済学部			
	26	27	28	29	26	27	28	29	26	27	28	29
年度	26	27	28	29	26	27	28	29	26	27	28	29
人数(実数)	1	2	4	0	3	3	7	8	0	0	2	5
履修科目数(のべ)	5	3	8	0	7	5	18	26	0	0	3	5
修得単位数	10	6	16	0	14	10	40	64	0	0	6	20
受入元 (他大学→本学部)	熊本県立大学 総合管理学部				熊本学園大学 商学部				熊本学園大学 経済学部			
	26	27	28	29	26	27	28	29	26	27	28	29
年度	26	27	28	29	26	27	28	29	26	27	28	29
人数(実数)	0	0	2	3	1	2	2	0	12	5	2	0
履修科目数(のべ)	0	0	2	5	1	3	3	0	27	6	3	0
修得単位数	0	0	4	12	2	6	6	0	56	12	6	0

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-2-6 開講特殊講義一覧

開講特殊講義一覧

年度	授業科目	開講期	担当教員
H26	特殊講義(国際政治学)	後期	阿部 悠貴
	特殊講義(職業選択の実践)	前期	朝田 康禎
	特殊講義(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義(会社法改正)	後期	若色 敦子
	特殊講義(英語でさるく国際事情)	後期	那須 省一
	特殊講義(模擬裁判～教科書から法廷へ)	後期	馬場 啓/渡辺 絵美
	特殊講義(自治体政策法務の世界)	前期	原島 良成
	特殊講義(国際人権法)	集中	藤本 俊明
	特殊講義(国際環境法)	集中	加藤 信行
	特殊講義(保険論)	集中	林 晋
	特殊講義(ジェンダーと法)	後期	大江 正昭
	H27	特殊講義(日本経済)	後期
特殊講義(刑事訴訟法Ⅱ)		後期	内藤 大海
特殊講義(国際政治学)		後期	阿部 悠貴
特殊講義(職業選択の実践)		前期	朝田 康禎
特殊講義Ⅱ(少年法)		後期	岡田 行雄
特殊講義Ⅱ(模擬裁判～教科書から法廷へ)		後期	馬場啓・渡辺絵美・猿渡健 司
特殊講義Ⅰ(ジェンダーと法)		後期	大江 正昭
特殊講義Ⅱ(紛争処理と法律家の役割)		前期	園田 昭人
特殊講義Ⅱ(海法・空法)		集中	久保田 光昭

	特殊講義Ⅱ(ADR論)	集中	小佐井 良太
	特殊講義Ⅱ(コンプライアンス論)	集中	郷原 信郎
	特殊講義Ⅱ(国際環境法)	集中	加藤 信行
	特殊講義Ⅱ(社会政策)	集中	石井 まこと
	特殊講義Ⅱ(マスコミ論)	後期	水元 豊文
H28	特殊講義Ⅱ(ゲーム理論)	前期	細江 守紀
	特殊講義Ⅰ(しんぶんカフェ in 法学部)	後期	越地 真一郎
	特殊講義Ⅱ(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義Ⅱ(マスコミ論)	後期	水元 豊文
	特殊講義Ⅱ(経営と文化)	後期	岩田 奇志
	特殊講義Ⅱ(模擬裁判～教科書から法廷へ)	後期	馬場啓・渡辺絵美・猿渡健司
	特殊講義Ⅱ(経済史)	集中	城戸 照子
	特殊講義Ⅱ(科学と法)	集中	諏佐マリ・浴野
H29	特殊講義Ⅱ(環境政策)	前期	外川 健一
	特殊講義Ⅱ(少年法)	後期	岡田 行雄
	特殊講義Ⅱ(地方財政)	前期	島村 玲雄
	特殊講義Ⅱ(ゲーム理論)	前期	細江 守紀
	特殊講義Ⅰ(しんぶんカフェ in 法学部)	後期	越地 真一郎
	特殊講義Ⅱ(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義Ⅱ(マスコミ論)	後期	水元 豊文
	特殊講義Ⅱ(経営と文化)	後期	岩田 奇志
	特殊講義Ⅱ(模擬裁判～教科書から法廷へ)	後期	馬場啓・渡辺絵美・猿渡健司
	特殊講義Ⅱ(職業選択の実践)	後期	岡田 行雄
	特殊講義Ⅱ(国際人権法)	集中	加藤 信行
	特殊講義Ⅱ(科学と法)	集中	諏佐・浴野
	特殊講義Ⅱ(アメリカとパレスチナ問題)	集中	池田 有日子

(出典:授業計画書 開講授業科目一覧より)

資料A-1-1-2-7 インターンシップの主な実施状況

インターンシップ受入先	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
熊本県庁	5	5	8	8
熊本市役所	7	7		5
熊本日日新聞社	2		3	4
RKK熊本放送	2	2	1	1
肥後銀行	2	2	4	4
熊本県司法書士会	3	3	7	2
熊本県弁護士会	3	5	5	9
熊本大学	2	4		3
牧野フライス製作所	1	3	1	2
西部ガス	3		2	3
宇部市役所		1		
一般財団法人みやぎん経済研究所		1		
鹿児島市役所		1	1	1
熊本県警			5	3
佐賀県庁		1	2	
大分県庁		1	6	2
富士ゼロックス			1	
内閣人事局			1	1
九州経済産業局			1	1
広川町役場			1	1
最高裁判所				1
福岡高等裁判所				1
JAXA				1
JAL				1

JTB				1
コカ・コーラウエスト株式会社				1
大正製薬株式会社				2
大和リゾート株式会社				1
日本生命保険相互会社熊本支店				1
銀河伝説煌めく天空の宿 天の丸				1
東京海上日動火災保険株式会社				1
ムーンムーン株式会社				1
計	30	36	49	63

(出典:人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-2-8 海外インターンシップ実施状況

平成28年度海外インターンシップ成績一覧

授業科目名:特殊講義(海外インターンシップ)

担当教員名:伊藤 洋典

実施内容

【コースA】カリフォルニア:カリフォルニア州立大学サクラメント校 Center for Collaborative

実施日:11月15日~11月21日

- ①自転車の安全走行に関する日米比較の調査
- ②発表資料作成
- ③同センターにてプレゼンテーション
- ④デーヴィス市の自転車政策に関するレクチャー受講と実地調査
- ⑤North Natomas市の交通調査

学生	学年	①	②	③	④	⑤	評価
A	4	60	70	70	80	70	70
B	4	60	80	80	80	70	80
C	3	70	70	80	80	70	80

【コースB】ボストン:マサチューセッツ州立大学ボストン校

実施日:10月18日~10月24日

- ①熊本地震の調査
- ②発表資料作成
- ③John McCormack 大学院においてプレゼンテーション
- ④紛争解決ワークショップ参加
- ⑤ハーバード大学ケネディスクール Ash Centerにおいてプレゼンテーション

学生	学年	①の事前 調査活動	②~⑤	評価
D	3	90	95	95
E	3	90	95	95

平成29年度海外インターンシップ成績一覧

授業科目名:特殊講義(海外インターンシップ) 単位数:2単位
 担当教員名:伊藤 洋典

【コースA】テキサス:テキサス大学サンアントニオ校(アメリカ)

実施日:11月27日~12月4日

- ①国内調査
- ②現地でのプレゼン
- ③授業参加
- ④学生交流
- ⑤日米協会訪問

学生	学年	①	②	③	④	⑤	評価
A	3	◎	◎	○	○	○	90
B	4	—	—	—	—	—	—
C	4	○	○	○	○	○	80
D	3	◎	◎	○	○	○	90

※Bについては、昨年度修得しているため、認定不要。

【コースB】マサチューセッツ州ボストン市

実施日:10月6日~10月13日

- ①UMass Boston 訪問
- ②日立製作所ワシントン事務所での意見交換会
- ③マンスフィールド財団でのプレゼン
- ④世界銀行での意見交換会
- ⑤連邦議会訪問

学生	学年	①	②	③	④	⑤	評価
E	4	○	○	○	○	○	80
F	3	○	○	◎	○	○	85
G	3	○	○	○	○	○	80
H	3	○	○	○	○	○	80

(出典:人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-2-9 本学における講義科目及び演習科目

法学分野・刑事法科目群

授業科目名	時間割コード	開講年次等		必修選択別	単位数
刑法総論	03351	年次	1年	選択必修	4

		学期	後期			
		曜・時	火 4	金 3		
担当教員	澁谷 洋平					
授業の目的	刑法の基本原則の意義、犯罪の一般的成立要件を理解し、犯罪論体系に則して犯罪の成否を理論的に検討することができるようになることを目指します。					
授業の概要	罪刑法定主義、行為主義、法益保護主義、責任主義などの基本原理、実行行為、結果、因果関係、不作為犯などの構成要件該当性、正当行為、正当防衛、緊急避難、被害者の同意などの違法性阻却事由、責任能力、故意、過失、錯誤、違法性の意識、期待可能性などの責任阻却・減少事由、未遂犯、不能犯、中止犯、共同正犯、教唆犯、従犯などの修正構成要件を取り扱います。					
到達目標	犯罪と刑罰を定めた法律である刑法について、とくに刑法学を支える基本原則、全ての犯罪に共通する一般的な成立要件、犯罪成否の一般的な判断枠組みである犯罪論体系を理解し、個別・具体的な事例を理論的に検討し、あるべき結論を私見として説得的に提示できるようになる。					
授業内容	<p>1 ガイダンス：刑法学入門授業案内として、刑法学の対象・方法、意義などについて説明します。</p> <p>2 序論（1）刑法や刑罰の状況について説明します。</p> <p>3 序論（2）刑法や刑罰の意義・機能、限界などについて説明します。また、犯罪の本質に関する見解の対立（新旧学派の争い）、犯罪論の意義についても説明します。</p> <p>4 基本原則（1）法益保護主義、行為主義、責任主義のほか、罪刑法定主義の内容のうち、法律主義、事後法の禁止について説明します。</p> <p>5 基本原則（2）罪刑法定主義の内容のうち、刑罰法規適正の原則と類推禁止について説明します。</p> <p>6 構成要件該当性（1）構成要件概念の意義・機能、因果関係論のうち、条件関係について説明します。</p> <p>7 構成要件該当性（2）因果関係論のうち、相当因果関係、危険の現実化について説明します。</p> <p>8 構成要件該当性（3）実行行為の態様として、間接正犯と不作為犯について説明します。</p> <p>9 違法性（1）実質的違法性、客観的違法論、結果無価値論と行為無価値論の対立、正当行為（35条）について説明します。</p> <p>10 違法性（2）正当防衛（36条）の正当化根拠、「急迫不正の侵害」の意義について説明します。</p> <p>11 違法性（3）正当防衛（36条）における「防衛意思」、「防衛行為の必要性・相当性」の意義について説明します。</p> <p>12 違法性（4）緊急避難（37条）の法的性格、成立要件について説明します。</p> <p>13 違法性（5）被害者の同意の有効要件と効果について説明します。</p> <p>14 責任（1）責任の本質・対象、心理的責任論と規範的責任論、責任要素などについて説明します。</p> <p>15 責任（2）責任能力（39条）、原因において自由な行為の法理について説明します。</p> <p>16 責任（3）故意（38条1項）について説明します。</p> <p>17 責任（4）事実の錯誤の種類、具体的事実の錯誤について説明します。</p> <p>18 責任（5）抽象的事実の錯誤（38条2項）について説明します。</p> <p>19 責任（6）過失の種類、過失犯（38条1項但書）の構造、予見可能性の意義・程度について説明します。</p> <p>20 責任（7）予見可能性の対象、信頼の原則、管理監督過失について説明します。</p> <p>21 責任（8）違法性の意識とその可能性（38条3項）、違法性の錯誤について説明します。</p> <p>22 責任（9）適法行為の期待可能性について説明します。</p> <p>23 未遂犯（1）予備と未遂の区別基準、「実行の着手」（43条本文）の意義について説明します。</p> <p>24 未遂犯（2）未遂犯と不能犯の区別基準について説明します。</p> <p>25 未遂犯（3）中止犯（43条但書）の法的性格、「任意性」、「中止」の意義について説明します。</p> <p>26 共犯（1）正犯・共犯の概念、共犯類型（60条から62条）、共犯の基礎理論（処罰根拠、従属性）などについて説明します。</p> <p>27 共犯（2）共謀共同正犯について説明します。</p> <p>28 共犯（3）承継的共同正犯、共犯からの離脱について説明します。</p> <p>29 共犯（4）共犯と身分（65条）について説明します。</p> <p>30 刑法総論総括本授業の内容をまとめます。</p>					
キーワード	刑法、犯罪、刑罰、犯罪論体系、罪刑法定主義、行為主義、法益保護主義、責任主義、構成要件該当性、違法性、責任、未遂犯、共犯					
授業形態	講義					
テキスト	山口厚『刑法』（第3版・有斐閣・2015）、山口厚・佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅰ [第7版]』（有斐閣・2014）					
参考書	浅田和茂ほか編『現代刑法入門第3版補訂』（有斐閣・2012）、井田良『入門刑法学・総論』（有斐閣・2013）、内田博文・佐々木光明編『〈市民〉と刑事法 第3版』（日本評論社・2012）のほか、詳細は開講時に指示します。					
評価方法	本授業の目的および到達目標の観点に照らし、定期試験（100%）の成績によって評価します。					
オフィスアワー	原則として、金曜4限としますが、在室時は可能な限り対応します。					

必修科目

授業科目名	時間割コード	開講年次等		必修選択別	単位数
基礎演習 I	03008	年次	1年	必修	2
		学期	前期		
		曜・時	火・5		
担当教員	深町 公信				
授業の目的	法学部において展開される各専門講義に対応しうる力をつけることができるようになること				
授業概要	本演習では、今後法学部において今後予定される法学系、公共政策系および社会文化系の学習の前提として、法学部生共通の素養というべき法学部での学び方を修得します				
到達目標	本演習においては、各種の社会問題に対して法学的な思考に基づく考察を行う能力が養われることを目標とします。				
授業内容	授業の内容 法学部での学び方 1 ガイダンス履修指導および今後の予定の確認 2 法律の学び方(1) 法律を学ぶ際の留意事項の確認(1) 3 法律の学び方(2) 法律を学ぶ際の留意事項の確認(2) 4 判例の読み方、調べ方判例・裁判例の読み方および調べ方 5 法律情報の調べ方情報検索の方法について 6 法律情報の調べ方(実践) 図書館ガイダンスに参加 7 法律情報の調べ方(実践) 文献検索の実践と報告 8 演習とは(その形式と方法) 演習形式の進め方について(方法論) 9 演習の実践(1) 報告のためのグループ分けとテーマ選定 10 演習の実践(2) 報告に向けての事前指導 11 演習の実践(3) 第一グループによる報告および議論 12 演習の実践(4) 第二グループによる報告および議論 13 演習の実践(5) 第三グループによる報告および議論 14 演習の実践(6) 第四グループによる報告および議論 15 総括(まとめ) 総括(最終回・まとめ)				
キーワード					
授業形態	講義及び演習形式				
テキスト					
参考書					
評価方法	出席、発言および実践演習での報告内容より総合的に判断します(出席点50%、授業への参加度および報告内容50%)。				

(出典：平成29年度シラバス)

資料 A-1-1-2-10 法学部ティーチング・アシスタント(TA)採用実績

年度	人数(延べ)	従事時間数
26	16	394
27	12	284
28	16	396
29	23	628

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-1-1-2-11 演習科目授業における履修指導書

<p>基礎演習 I 担当教員各位</p> <p style="text-align: right;">2017年4月 教務学生委員会</p> <p style="text-align: center;">学生に対する履修指導について(依頼)</p> <p>標記の件について、以下の履修指導資料を添付いたしますので、宜しく御指導下さいますようお願いいたします。</p> <p>履修指導の際には、学生に『学生便覧』・『教養教育の案内』(『一般教育の案内』)を持参させて下</p>

さい。

なお、SOSEKIの履修登録期間は、4月10日(月)～4月21日(金)です。今年度から教養教育科目の一部でクォーター制が導入されていますが、第2ターム科目(6月13日開始)も4月の履修登録期間中に履修登録するようご指導ください。

履修登録の期間と方法

1. 履修手続き：SOSEKIによる登録が必要
3. 締切日：4月20日(金)
SOSEKIの入力指導は4月13日(木)の情報基礎Aで指導

1年次生(平成29年度入学)履修登録の要点

1. 1年次履修登録上限CAP
前後期の専門と教養、合計で40単位まで(『学生便覧』平成29年度版(以下同)8頁/法学部履修細則47頁)半期、専門と教養、合計で23単位まで
ただし、CAP除外科目があるため、実際には通年で52単位まで履修可能
CAP除外科目＝憲法I(4単位)、民法入門(2単位)、民法総則(2単位)、刑法総論(4単位)

CAP除外科目は、法学部の基本科目をできるだけ多くの学生が履修するように設定されています。設定趣旨を尊重して、全員の学生に履修するようご指導ください。

一方、CAP制度は科目を多く履修しすぎることにより科目ごとの学習が疎かになることを防止することを目的として設定されています(『同』8頁)。そのため、CAP除外科目の単位分を控除すると多くの科目が履修できるからといって、あまり多く履修しすぎないように、無理の無い履修をご指導いただければ幸いです。

2. 1年次配当科目(前期、後期、通年)

- 1) 専門16単位 (履修細則別表＝平成29年度『同』51～52頁)
 - ①必修 基礎演習I 前期2単位×1科目＝2単位
 - ②選択必修 前期2単位×1科目＝2単位、4単位×1科目＝4単位 合計6単位
後期2単位×1科目＝2単位、4単位×1科目＝4単位 合計6単位
 - ③選択科目 後期2単位×1科目＝2単位
- 2) 教養教育科目(『教養教育の案内』2017年度、14,29頁)
 - ①必修＝11単位
基礎科目
外国語(8単位)
既修＝英語4単位(英語A-1・2、B-1・2、半期各1単位)
初修＝独 or 仏 or 中 or 韓 4単位(A-1・2、B-1・2、半期各1単位)
情報基礎科目(情報基礎A・B)(2単位)
肥後熊本学(1単位)
 - ②選択科目＝体育・スポーツ科学科目、自由選択外国語、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies、キャリア科目、開放科目
※前期は8単位程度とする履修制限あり。

3. 前期履修登録のチェックポイント

前期登録上限は教養専門合計23単位(専門CAP除外科目単位数を含めると29単位まで履修可能)

- 1) 専門・・・1年次配当科目は、全て履修登録する(3科目8単位)

履修すべき科目

- 必修 ……基礎演習I(2単位)
- 選択必修 ……憲法I(4単位)、民法入門(2単位)

2) 教養

履修すべき科目

- 必修科目 ……6単位
- 基礎科目
外国語(4単位)
既修＝英語2単位(英語A-1、B-1各1単位)
初修＝独 or 仏 or 中 or 韓 2単位(A-1、B-1各1単位)
情報基礎科目(情報基礎A)(1単位)
肥後熊本学(1単位)

選択科目

*選択科目のうち、教養教育科目については、法学部学生は「学系「自然」および「生命」の授業科目も幅広く履修することが望ましい」となっています。(『教養教育の案内』27頁「学部・学科の履修方針および要望」)

履修指導以外の連絡事項

1. 法学部振興会への入会をおすすめください。
2. 法学部新入生合宿研修
日時：5月13日(土)～14日(日)
場所：阿蘇青少年交流の家

<p>上級生や教員との交流会、スポーツ交流等を行う *友達を作る絶好の機会</p> <p>3. 飲酒：一気飲み厳禁、飲酒事故については特段の警戒 *毎年、全国で死亡事故発生（新歓コンパ等）</p> <p>4. 種々の悪質な勧誘に注意：新興宗教、キャッチセールス等 *親元を離れた一人暮らしの心の隙間に入り込む</p> <p>5. 健康診断：4月中旬から実施→必ず受診すること（自らの健康チェックの場合） *医療機関で受けると少なくとも数千円は必要 *就職活動などの提出書類として診断書が必要→毎年必ず受診すること</p> <p>法学部1年次生 ⇒ 男子：4月18日（火）13:00～15:30 *場所はいずれも保健センター 女子：4月24日（月）9:00～11:30</p> <p>・法学部教務担当事務室の廊下に置いてある「問診票」「X線受診票」を取り、学生証とともに保健センターに持参してください。</p> <p>・新入生は、尿検査も実際されます。法学部は男女ともに5月17日（水）が提出日です。中央玄関（学生ロビー付近）に置いてある尿検査容器を事前に取り、5月17日（水）午前11時まで《期日・時間厳守》（予備日：5月24日（水）午前11時まで）に、当日、中央玄関（学生ロビー付近）に設置される回収箱に提出してください。</p> <p>・割り振られた日時に受診できない場合は、他の学部等の同性を割り振ってある日時に受診してください。</p> <p>6. 4月15日（土）に1年次生全員を対象として「TOEIC-IP」テストを実施します（受験料無料・申込手続不要）。 試験室は4月上旬に全学教育棟学生ロビーに掲示しますので、前日までに確認してください。</p> <p>7. 法学部行事実行委員会のクラス委員を決めるために、上級生が第1回目の基礎演習Ⅰの時間におじゃまします。</p> <p>8. 法学部生は自主ゼミ室3を優先使用することができます。使用する際は、使用する前日（平日）の17時までに法学部教務担当窓口で予約をしてください。 なお、法学部生の自主ゼミ室の使用は、平日8時30分から18時までです。</p> <p>9. 自習室およびリフレッシュルームは22時まで使用することができます（ただし、年末年始、夏期休業、入試、その他イベント時を除く）。利用ルールを守って使用してください。</p> <p>10. その他、心の悩みなど相談ごとは学生相談室（096-342-2127）を利用したり、基礎演習Ⅰ担当教員に相談したりするよう、よろしくご指導ください。</p> <p>11. 法学部教務担当から電話連絡をするときはほとんどが急を要する事項または重要な事項についてです。法学部教務担当の電話番号を携帯に登録しておき、着信があったときには応答するか、折り返し電話をするよう指導してください。</p>

（出典：教務学生委員会資料）

資料 A-1-1-2-12 履修登録上限（CAP）の状況

<p>CAP制（履修上限）と予復習の徹底</p> <p>皆さんは、1年次及び3年次は各年次40単位、2年次は41単位、4年次は46単位を超えて履修登録をすることができません（法学部規則第6条、法学部履修細則第5条）。学期毎の登録上限は23単位です。</p> <p><u>その趣旨は、皆さんに履修科目それぞれの予習・復習をしっかりとやらせてもらうということにあります。</u></p> <p>いくつかの教育上特に重要な科目については、CAPから除外して、できるだけ多くの学生が履修できるように配慮しています。また、そのことにより、特に1、2年次に教養教育科目を多く履修できるよう配慮していますので、専門以外の分野の科目も履修して広い視野の獲得に努めてください。</p> <p>他大学および他学部履修科目はCAPには含まれません。</p> <p><u>通年科目（初修外国語、演習）についての単位計算は、前期後期に均等配分して計算します。</u></p> <p>1年次および2年次末時点でのGPAがそれぞれ3.2以上の場合には、早期卒業のために法学部の履修上限（CAP）を外すことができますので、希望する学生は自分でGPAを計算・確認の上申し出て下さい（法学部規則第6条4項、18条、法学部履修細則第6条、7条）。</p>
--

（出典：法学部学生便覧8頁）

資料 A-1-1-2-13 クラス担任制の状況

<p>クラス担任制</p> <p>法学部ではクラス担任制を採用しています。クラス担任には、1年次の基礎演習Ⅰ、2年次の基礎演</p>
--

習Ⅱ、3年次の演習Ⅰ、4年次の演習Ⅱの担当教員があたり、主に履修指導、成績管理、進路指導を行います。各自の進路などを考慮してクラス担任と相談の上、履修科目を決めて下さい。

(出典:法学部学生便覧8頁)

資料 A-1-1-2-14 オフィスアワーの状況

オフィスアワーの制度

法学部の専任教員の担当する授業科目においては、専任教員は毎週1時限、研究室にあって学生の授業科目に関する質問に答えます。研究室を訪問する際には、必ず電話などで予約をしておいて下さい(各教員のオフィスアワー日時と研究室電話番号はシラバスに掲載してあります)。

(出典:法学部学生便覧8頁)

資料 A-1-1-2-15 GPA 制度の状況

GPA 制度

GPA (Grade Point Average) は授業ごとの成績の評価それぞれに対して点数を付けて、全履修科目の平均を算出したもので、アメリカの大学で広く採用されている世界に通用する成績評価システムです。法学部では、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」に、それぞれ4、3、2、1、0の点数を付けます。このGPAは、成績不良者に対する指導に当たっての基準として、さらには成績優秀者の表彰や奨学金申請の際の資料として利用します。なお、履修登録をしたにもかかわらず試験を放棄した場合には、計算式の分母が増えることにより、GPAが悪くなります(計算式は、法学部履修細則第6条に規定しています)。

(出典:法学部学生便覧8頁・9頁)

資料 A-1-1-2-16 進級制度(3年次)と演習Ⅱ(4年次)履修条件

進級制度(3年次)と演習Ⅱ(4年次)履修条件

学生は、2年次終了までに教養科目及び専門科目合わせて**60単位以上**(教職科目は除く。)を修得していなければ、3年次に進級することができません(法学部規則第14条)。

2年次に留年した学生は、履修コースの選択と、3年次開講科目の受講を行うことができません(法学部履修細則第9条)。留年した学生に対する履修指導は最終学年次の演習科目の担当教員が引き続き行いますので、しっかり相談して学修を軌道に乗せましょう。

4年次の演習Ⅱを履修するためには、3年次の終了時において教養教育と専門教育の授業を合わせて**81単位以上**修得しておかなければなりません(法学部履修細則4条)。この履修要件を満たさない場合には、必修科目である演習Ⅱを履修できなくなり、その結果4年次の終わりに留年をよぎなくされることとなりますので、そのような結果にならないように十分注意しなければなりません。演習Ⅱの履修要件を定めたのは、この程度の単位を修得していなければ、演習Ⅱの授業を履修できるだけの基礎学力がないものと判断され、また4年次の終わりに確実に卒業する見込みのない者に履修させるのは適当でないと考えからです。

(出典:法学部学生便覧9頁)

(水準)期待される水準にある

(判断理由)カリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、三大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP制度、TAの採用、少人数教育による学習・進路支援などから、教育の内容及び方法として関係者の期待に込んでいると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

平成16年度入学生から導入したCAP制、クラス担任制及びオフィスアワー制度の導入や、教養教育科目及び専門教育科目合計64単位以上の取得を3年次への進級要件として設定したことにより、低学年次に計画的に履修するための学習態度を身につけることを可能にしておき、2年次から3年次への進級の割合は高い数値で継続している(資料A-2-1-1-1)。さらに、4年次演習Ⅱ履修条件の設定により、3年次においても計画的履修を行うよう誘導していることから、卒業時の留年率は導入以前と比較して大きく低下した状況が

継続している（資料 A-2-1-1-2）。また、進路支援委員会が実施している日弁連法務財団の「法学検定試験」を任意で受験する受験者も安定した数値を確保しており、合格率も全国平均を上回っている（資料 A-2-1-1-3）。これらの数値からも学生が身に付けた学力や資質・能力が向上していることは明らかである。さらに、本学部独自の GPA による各学年成績優秀者表彰制度により一層の学力及び資質・能力の向上が図られている（資料 A-2-1-1-4）。

平成 28 年度と平成 29 年度の法学部卒業生に対して行った「学習成果に関するアンケート」調査によれば、「豊かな教養」「確かな専門性」「創造的な知性」「社会的な実践力」「グローバルな視野」「情報通信技術の活用力」「汎用的な知力」の各項目について、「身についた」と回答した学生の割合は、「身につかなかった」と回答した学生を大きく上回っており（「グローバルな視野」を除く。）、身に付けた能力及び学業の成果という点で評価できる（資料 A-2-1-1-5）。さらに、「授業改善のためのアンケート」結果からも、学生の総合評価は「非常に有意義であった」「有意義であった」との回答が「有意義でなかった」との回答を大幅に上回っていることから、入学時の学業に関する期待に対して、身に付けた学力、資質、能力及び教育上の成果や効果の向上があったものと評価できる（資料 A-2-1-1-6）。

新たな教育方法の成果として、平成 26 年 10 月 19 日に菊池恵楓園で行われた模擬裁判「菊池事件再審模擬裁判」を学生主体で開催し、大きな注目を集めた。この成果は、『法学セミナー』2015 年 2 月号の特別企画「法学部生による菊池事件模擬裁判」に担当教員の原稿とともに法学部生 6 名の原稿が掲載されるなど、全国的にも評価されたが、この手法は今期中も各ゼミ等で継続的に取り入れて改善されており、平成 30 年度カリキュラムでは正規の授業科目とされるに至っている。また、学生が主体となって活動を行う「行事实行委員会」の活動や法学部公認サークル「志法会」、「熊法会」の活動も学業の成果として評価できる（資料 A-2-1-1-9）。なお、模擬裁判の実施や、「志法会」・「熊法会」の活動は可能な限り学生の自発性・積極性を引き出し、教員の指導を極力抑えたもので、効果的な教育方法の工夫といえる。（中期計画番号 5）

資料 A-2-1-1-1 3 年次進級状況

進級年月	在籍者	進級者	留年者	留年率
平成27年4月	238	202	36	15.1%
平成28年4月	248	209	39	15.7%
平成29年4月	242	221	21	8.7%
平成30年4月	236	207	29	12.3%

（出典：進級判定資料より抜粋）

資料 A-2-1-1-2 入学 2 年目を迎えた学生の留年率一覧表

進級年月	在籍者	進級者	留年者	留年率
平成27年4月	214	197	17	7.9%
平成28年4月	220	199	21	9.5%
平成29年4月	213	207	6	2.8%
平成30年4月	217	203	14	6.8%

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-2-1-1-3 法学検定試験の状況

平成 2 8 年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率 (%) (対受験者比率)	全国の合格率 (%) (対受験者比率)
4 級	14	11	11	100%	60.60%
3 級	7	7	7	100%	55.80%
2 級	0	0	0	0%	18.90%

合計	21	18	18		
平成29年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率(%) (対受験者比率)	全国の合格率(%) (対受験者比率)
4級	21	19	18	94.70%	62.00%
3級	8	8	3	37.50%	54.80%
2級	0	0	0	0%	22%
合計	29	27	21		

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-2-1-1-4 各学年学業成績優秀者と GPA

年度	GPA (1位)	コース・クラス	GPA (2位)	コース・クラス	GPA (3位)	コース・クラス
26年	3.473	公共政策コース	3.381	公共政策コース	3.237	公共政策コース
27年	3.522	公共政策コース	3.435	法学コース・ベーシック・リーガル・クラス	3.212	公共政策コース
28年	3.729	公共政策コース	3.469	公共政策コース	3.403	公共政策コース
29年	3.298	法学コース	3.292	法学コース	3.285	法学コース
平均	3.5055		3.39425		3.28425	

(出典：人文社会科学系事務課資料)

成績優秀者表彰基準

【成績優秀学生の表彰】

- ・卒業式(3/25)～成績優秀者(4年間の通算GPA)を表彰
- ・新2～4年生ガイダンス(4/6頃)～前年度の成績(GPA)の上位3位までの学生を対象として優秀者を表彰

※本件の表彰等に関する経費は、法学部振興会が負担する。

表彰対象者が振興会会員であれば表彰状に加えて副賞(図書カード5000円分)を贈る。(非会員には表彰状のみ)

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 A-2-1-1-5 学習成果に関するアンケート(対象：平成29年3月/30年3月卒業生)

【法学コース】

○アンケート項目

- 豊かな教養
 - 1-1 教養が身についた
 - 1-2 幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力が身についた
 - 1-3 人間と社会と自然に関して深く理解できるようになった
- 確かな専門性
 - 2-1 専門性が身についた
 - 2-2 法学の基本的理論・概念について説明できるようになった
 - 2-3 法学の研究手法を使用することが出来るようになった
 - 2-4 法的な考え方の役割と限界を認識出来るようになった
- 創造的な知性
 - 3-1 創造的な知性が身についた
 - 3-2 現実の社会に生起する問題を法的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができるようになった
- 社会的な実践力
 - 4-1 社会的な実践力が身についた
 - 4-2 紛争を法的に予防し、解決できる能力が身についた
- グローバルな視野
 - 5-1 グローバルな視野が身についた
 - 5-2 国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力が身についた
- 情報通信技術の活用
 - 6-1 情報通信技術の活用が身についた
 - 6-2 情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことが出来るようになった
- 汎用的な知力

7-1 いろいろな方面に用いることができる知力が身についた

7-2 法学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく立案、形成、実施することができる能力が身についた

○アンケート集計結果(回答者数:64名)(対象:平成29年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2
身についた	54	52	43	53	53	48	48	49	47	40	36	38	26	38	37	54	48
身につかなかった	5	5	11	5	5	8	9	7	7	16	18	19	27	17	17	4	6
未回答	5	7	10	6	6	8	7	8	10	8	10	7	11	9	10	6	10

《具体的な科目名や課外活動等》

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 豊かな教養・・・商法・国際法ゼミ | 5. グローバルな視野・・・外書講読、国際奨学事業、国際奨学事業、ショートビジットプログラム |
| 2. 確かな専門性・・・法の理論、法社会学、会社法商取引法 | 6. 情報通信技術の活用・・・情報基礎概論 |
| 3. 創造的な知性・・・演習、民事訴訟法□ | 7. 汎用的な知力・・・基礎演習・演習 |
| 4. 社会的な実践力・・・演習 | |

《その他の意見》

勉強しやすい環境がある。学生同士のつながりが強い。

多様な学び。基礎の徹底。経済学も学べること。

○アンケート集計結果(回答者数:89名)(対象:平成30年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2
身についた	84	86	78	83	82	68	76	71	68	74	60	63	45	68	66	86	78
身につかなかった	2	3	7	5	7	16	11	12	14	13	23	23	36	18	19	2	8
未回答	9	6	10	7	6	11	8	12	13	8	12	9	14	9	10	7	9

《具体的な科目名や課外活動等》

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 豊かな教養・・・演習 | 5. グローバルな視野・・・外国法、留学 |
| 2. 確かな専門性・・・演習 | 6. 情報通信技術の活用・・・情報基礎 |
| 3. 創造的な知性・・・法社会学、政治学 | 7. 汎用的な知力・・・演習 |
| 4. 社会的な実践力・・・演習、民法 | |

《その他の意見》

専門性の高い講義を受けることができる。

公務員試験に強く、世の中に役立つ人材が育成出来る

【公共政策コース】

○アンケート項目

- 豊かな教養
 - 1-1 教養が身についた
 - 1-2 幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力が身についた
 - 1-3 人間と社会と自然に関して深く理解できるようになった
- 確かな専門性
 - 2-1 専門性が身についた
 - 2-2 政策学の基本的理論・概念について説明できるようになった
 - 2-3 政策学の研究手法を使用することが出来るようになった
 - 2-4 政策的な考え方の役割と限界を認識出来るようになった
- 創造的な知性
 - 3-1 創造的な知性が身についた
 - 3-2 現実の社会に生起する問題を法的な考え方を用いて見出し、解決方法を提示することができるようになった
- 社会的な実践力
 - 4-1 社会的な実践力が身についた
 - 4-2 社会に生起する問題を政策的に解決できる能力が身についた
- グローバルな視野
 - 5-1 グローバルな視野が身についた
 - 5-2 国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力が身についた
- 情報通信技術の活用力

- 6-1 情報通信技術の活用力が身についた
 6-2 情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができるようになった
7. 汎用的な知力
 7-1 いろいろな方面に用いることができる知力が身についた
 7-2 政策学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく企画、立案、形成することができる能力が身についた
 7-3 政策的な考え方の社会的意味と限界を認識した上で、法的要素に裏付けられた政策の企画、立案、形成ができるようになった。

○アンケート集計結果(回答者数:73名)(対象:平成29年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3
身についた	73	74	55	67	62	56	64	65	63	65	55	54	38	59	58	74	66	59
身につかなかった	2	1	19	6	11	17	10	7	10	9	19	17	32	14	15	0	9	16
未回答	3	3	4	5	5	5	4	6	5	4	4	7	8	5	5	4	3	3

《具体的な科目名や課外活動等》

- 豊かな教養・・・演習、部活、経済法Ⅱ
- 確かな専門性・・・法社会学
- 創造的な知性・・・法社会学
- 社会的な実践力・・・経済学Ⅱ
- グローバルな視野・・・国際法、外書講読、留学制度
- 情報通信技術の活用・・・情報処理概論
- 汎用的な知力

《その他の意見》

法学だけでなく政治や経済についても学べる。熱心な先生方。
 学年間の連携。公務員を目指すのに適した環境。

○アンケート集計結果(回答者数:55名)(対象:平成30年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3
身についた	52	53	40	49	39	28	39	47	46	46	46	40	19	38	42	51	44	39
身につかなかった	3	2	13	4	14	22	15	5	6	6	5	11	29	13	11	2	9	13
未回答	5	5	7	7	7	10	6	8	8	8	9	9	12	9	7	7	7	8

《具体的な科目名や課外活動等》

- 豊かな教養
- 確かな専門性・・・演習
- 創造的な知性・・・卒論
- 社会的な実践力・・・卒論
- グローバルな視野・・・海外研修
- 情報通信技術の活用
- 汎用的な知力

《その他の意見》

法学だけでなく政治や経済についても学べる。
 学年間の連携。公務員を目指すのに適した環境。

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料A-2-1-1-6 「学生による授業改善アンケート」結果の概要

平成26年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	33.9%
2:有意義だった	57.7%
3:あまり有意義ではなかった	7.4%
4:全く有意義ではなかった	1.0%
5:無効/無回答	0.0%
平成26年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	30.0%
2:有意義だった	57.8%
3:あまり有意義ではなかった	10.4%
4:全く有意義ではなかった	1.7%
5:無効/無回答	0.0%
平成27年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	35.9%
2:有意義だった	54.5%
3:あまり有意義ではなかった	7.3%

4: 全く有意義ではなかった	2.3%
5: 無効/無回答	0.0%
平成27年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1: 非常に有意義だった	36.3%
2: 有意義だった	57.8%
3: あまり有意義ではなかった	4.9%
4: 全く有意義ではなかった	1.0%
5: 無効/無回答	0.0%
平成28年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1: 非常に有意義だった	42.4%
2: 有意義だった	52.3%
3: あまり有意義ではなかった	4.5%
4: 全く有意義ではなかった	0.8%
5: 無効/無回答	0.0%
平成28年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1: 非常に有意義だった	38.0%
2: 有意義だった	55.0%
3: あまり有意義ではなかった	6.1%
4: 全く有意義ではなかった	1.0%
5: 無効/無回答	0.0%
平成29年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1: 非常に有意義だった	36.4%
2: 有意義だった	53.3%
3: あまり有意義ではなかった	7.8%
4: 全く有意義ではなかった	2.5%
5: 無効/無回答	0.0%
平成29年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1: 非常に有意義だった	36.6%
2: 有意義だった	50.5%
3: あまり有意義ではなかった	9.8%
4: 全く有意義ではなかった	3.0%
5: 無効/無回答	0.0%

(出典: 全学保有データ)

資料 A-2-1-1-9 平成29年度新入生合宿研修の状況

新入生合宿研修スケジュール 新入生 178名、行事实行委員 43名(2・3年生)、教員 6名参加
平成29年5月13日(土) 9:00 熊本大学出発(バス) - 11:00 合宿先ホテル到着 昼食 13:30 防災講演会 15:00 レクリエーション(クイズ大会) 18:00 夕食
平成29年5月14日(日) 6:30 朝食 8:30 ビンゴ大会 10:30 宿泊場所出発 12:30 熊本大学体育館到着 昼食 13:30 レクリエーション(大運動会) 17:00 全企画終了

(出典: 行事实行委員会作成「平成29年度厚生補導計画日程表」から抜粋)

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないが、法学検定の合格率、学習成果に関するアンケート、授業改善アンケート、教育GPの獲得、教育GP活動の一端を示す書物の刊行、学生が主体となって企画立案する行事など、教育の成果として関係者の期待を上回ると判断する。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

法学部では、4月のガイダンス時に卒業後の進路決定に必要な各学年次にやっておくべきことの説明を行っている。特に早い段階から卒業の進路決定に向けた準備や各学生の進路選択の参考になることを目的として2年次前期「職業選択と自己実現」を開講(資料A-2-2-1-1)している。さらに社会への視野を広げることを目的として読売新聞西部本社による寄付講義「ジャーナリズムの現場から」を開講し(資料A-2-2-1-2)、国内外で起こる種々の出来事を参考に進路選択に役立てている。さらに、法学部の同窓会「武夫原会」および熊本県の士業4団体による寄付講義「職業選択の実践」を実施して、法学部卒業後の具体的な職業実践および法学部生の進路として重要な士業国家試験と仕事内容について理解を深めさせている。また、3年次・4年次の少人数教育科目演習Ⅰ及び演習Ⅱにおいては、担当教員により丁寧な進路指導が行われている。

このような法学部における進路支援活動により、最近の主な進路先については、従来の国家公務員及び地方公務員、金融機関等の典型的な法学部卒業生の進路にとどまらない各種行政機関、情報通信・マスコミ・商社・金融、保険、製造・運輸・流通・建設・旅行と各業種の有力民間企業に決定しており、就職率も高い水準を維持している。また、減少傾向ながらも大学院への進学希望者も着実に進学先を決定している(資料A-2-2-1-4)。

資料 A-2-2-1-1 授業計画書・職業選択と自己実現シラバス

授業科目名 授業の内容	職業選択と自己実現 第1回 この授業の全体像について 第2回 進路動向の概況 第3回 世界を視野に入れてみる 第4回 国家公務員の業務と役割 第5回 地方公務員の業務と役割 第6回 弁護士、検察官等、法曹を目指す 第7回 法律系専門職としての資格取得を目指す 第8回 独立起業・自営業を目指す 第9回 大学院に進学して法曹や研究者などを目指す 第10回 金融機関の業務における文系の役割(1) 第11回 金融機関の業務における文系の役割(2) 第12回 ものづくり企業における文系の役割 第13回 パネルディスカッション(1) 第14回 パネルディスカッション(2) 第15回 講義をふりかえる
------------------------------	--

(履修者:230人)

(出典：職業選択と自己実現(出典：平成29年度授業計画書から抜粋))

資料 A-2-2-1-2 読売新聞寄付講義「ジャーナリズムの現場から」

授業科目名 授業の内容	ジャーナリズムの現場から 第1回 「新聞の歴史と役割」 第2回 「グローバル化と人口減少社会」 第3回 「北朝鮮問題と市民の備え」 第4回 「メディアと政治」 第5回 「誤報を防ぐ取り組み」 第6回 「2020年東京大会と心のレガシー」 第7回 「大学発ベンチャー企業の魅力と課題」 第8回 「熊本地震とその後」 第9回 「社会保障の今」 第10回 「中国とどう向き合うか」 第11回 「テレビ報道」 第12回 「SNSと報道写真」 第13回 「地方創生と観光」 第14回 「記者と語ろう」 第15回 まとめ
------------------------------	---

(出典：平成 29 年度授業計画書から抜粋)

資料 A-2-2-1-4 卒業生の就職・進学状況

		26 年度			27 年度			28 年度			29 年度		
		男	女	合計									
A	卒業生数	120	98	218	126	95	221	112	92	204	105	92	197
B	就職希望者	90	77	167	107	89	196	84	76	160	90	81	171
C	就職者	85	76	161	100	85	185	81	73	154	88	80	168
D	就職率	94.4%	98.7%	96.4%	93.5%	95.5%	94.4%	96.4%	96.1%	96.3%	97.8%	98.8%	98.2%
E	進学者	6	6	12	3	2	5	10	1	11	3	3	6
F	公務員採用 試験準備者	11	5	16	10	4	14	9	7	16	9	6	15
G	教員採用試 験準備者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	就職活動継 続者	5	1	6	7	4	11	3	3	6	2	1	3
I	専門学校・ 研究生等入 学者	1	1	2	0	0	0	0	2	2	1	1	2
J	その他	5	4	9	6	0	6	9	6	15	2	1	3
K	不明	7	5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C の 産 業 分 類	農・林・漁 業・鉱業・建 設業	2	2	4	3	1	4	1	2	3	1	0	1
	製造業	12	6	18	6	1	7	6	4	10	7	4	11
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	2	1	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	情報通信 業、運輸業	3	7	10	12	6	18	5	7	12	15	4	19
	卸売業・小 売業	3	2	5	7	5	12	5	4	9	4	7	11
	金融業・保 険業	15	11	26	12	18	30	10	11	21	3	16	19
	不動産・飲 食・宿泊業	2	2	4	5	0	5	1	0	1	2	2	4
	医療、福祉	1	3	4	3	1	4	0	0	0	1	4	5
	教育、学習 支援業	1	2	3	2	4	6	2	1	3	2	3	5
	サービス業	5	4	9	4	3	7	7	5	12	7	8	15
	公務	37	36	73	44	46	90	42	39	81	43	32	75
	その他	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	C の 地 区 分 類	県内	19	25	44	26	33	59	22	14	36	21	27
九州		39	38	77	47	34	81	33	38	71	48	38	86
関西		3	3	6	2	5	7	4	1	5	2	3	5
東海		3	0	3	2	0	2	1	1	2	1	0	1
関東		16	8	24	17	11	28	18	12	30	14	11	25
その他		5	2	7	6	2	8	3	7	10	2	1	3

(出典：全学保有データ)

平成 29 年度法学部進路状況

進路別	(人数)
企業就職	12
金融業	12
情報通信業	8
小売業	7
運輸業、郵便業	7
保険業	4
不動産取引・賃貸・管理業	3
医療業、保健衛生	3
卸売業	3
化学工業・医薬品・石油・石炭製品製造業	3
学校教育	3
複合サービス事業	4
輸送用機械器具製造業	3
社会保険・社会福祉・介護事業	2
鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業	2
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	1
建設業	1
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	1
生活関連サービス業、娯楽業	1
繊維工業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	1
その他の専門・技術サービス業	9
その他のサービス業	2
その他の教育、学習支援業	2
国家公務	26
地方公務	49
進学	6
就職活動継続	3
公務員採用試験準備	15
進学準備	1
その他	5

合計 197

勤務地別 (人数)

熊本県	48
福岡県	39
大分県	10
長崎県	10
鹿児島県	10
佐賀県	9
宮崎県	5
沖縄県	3
東京都	25
大阪府	5
愛媛県	1
静岡県	1

※不明2名を除く

国家公務員（人数）

九州財務局	1	福岡入国管理局	3
九州農政局	2	熊本地方検察庁	1
九州防衛局	1	熊本地方法務局	1
九州総合通信局	2	福岡地方法務局	1
九州地方整備局	1	熊本地方裁判所	1
福岡財務支局	1	鹿児島地方裁判所	1
熊本国税局	1	東京地方裁判所	1
福岡国税局	2	那覇地方裁判所	1
長崎税関	1	熊本労働局	1
門司税関	2	福岡労働局	1

地方公務員（人数）

熊本県庁	7	長崎市役所	1
熊本市役所	8	佐世保市役所	1
宇城市役所	1	長崎県警察	2
天草市役所	1	大分県庁	5
阿蘇市役所	1	大分市役所	1
福岡市役所	2	宮崎県庁	3
北九州市役所	1	都城市役所	1
福岡県警察	1	鹿児島県庁	4
佐賀県庁	5	鹿児島市役所	2
長崎県庁	1	那覇市役所	1

企業（人数）

JA おおいた	1	ローソン	1	西日本旅客鉄道	1
JAたまな	1	奥羽興産	1	西部ガスエネルギー	1
JA 熊本うき	1	岡野商事	1	全教研	1
JTB 国内旅行企画	1	久光製薬	1	全国健康保険協会	1
MJC	1	宮川税務会計事務所	1	全日本空輸	1
Open	1	熊本銀行	1	損害保険ジャパン日本興亜	1
RKB 毎日放送	1	熊本計算センター	1	大東建託リーシング	1
インフォセンス	1	熊本県市町村職員共済組合	1	大分銀行	1
えがお	1	熊本県信用保証協会	1	第一紡績	1
株式会社フーモア	1	熊本大学	1	朝日生命保険	1
かんぼ生命保険	1	熊本日日新聞社	1	帝人	1
キングレコード	1	後藤労務管理事務所	1	田辺三菱製薬	1
クボタ	1	高千穂倉庫運輸	1	東郷証券	1
クリック	1	国立病院機構九州グループ	1	日本生命保険	2
さなる九州	1	佐賀県医療センター好生館	1	日本通運	1
ジャパネットホールディングス	1	佐賀県農業協同組合	1	日本放送協会	2
ジュピターテレコム	1	佐賀大学	1	日本郵便	1
ジンズ	1	さくら優和パートナーズ	1	肥後銀行	1
セキスイハイム九州	1	三井住友信託銀行	1	不二ライトメタル	1
ゾフ	1	三菱電機トレーディング	1	富士通鹿児島インフォネット	1
デンソー九州	1	鹿児島銀行	1	武田メガネ	1
トラストホールディングス	1	社会保険労務士法人 人事部サポートSR	1	福岡造船株式会社	1
ブリヂストン	1	十八銀行	2	本坊酒造	1
マーキュリー	2	尚綱学園	1	麻生	1
マイナビ	1	松田産業	1	明治安田生命保険	1
メガネトップ	1	新日鐵住金	1	明和不動産	1
メットライフ生命	1	生活協同組合くまもと	1	琉球銀行	1
ゆうちょ銀行	1	西日本シティ銀行	1	林会計事務所	1
リクルートキャリア	1	西日本鉄道	2	名称不明	1

（出典：人文社会科学系事務課資料）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 卒業後の進路に関わる授業を提供し、演習科目における進路指導などの活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学が堅実であることから、関係者の期待に応えていると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会やFD委員会を中心に問題点の改善に取り組んでいること、さらにカリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、三大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP制度、TAの採用、クラス担任制、少人数教育による学習・進路支援、海外インターンシップなどの活動を引き続き実施し堅実に成果をあげるとともに、適切にカリキュラムを見直し、より高い水準の教育を目指した教育プログラムの開発を継続している。法学部の同窓会および士業団体による寄付講義によるキャリア教育、グローバル・リーダー・コースなど第二期中期目標期間には実施していなかった新たな教育活動に取り組んでおり、教育活動の状況は改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないものの、法学検定の合格率(全国3位の部門有り。)、学習成果に関するアンケート及び授業改善アンケートの調査結果、模擬裁判の実施など、第二期中期目標期間から開始した学生が主体となって企画・立案・実施する行事など学生に自発性や積極性を引き出す教育が定着してきており、また、卒業後の進路に関わる授業を提供や演習科目における進路指導などの積極的な活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学等高い進路決定率を示しており、教育成果の状況は改善、向上している。

Ⅲ 社会貢献の領域に関する自己評価書

1. 社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成 25 年 1 月 17 日学長裁定）において、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業育成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

このような全学の社会貢献の目的に沿って、法学部では、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努める活動を推進している。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、地域社会及び国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師の依頼の件数が多い点。

【改善を要する点】

各観点に照らし、社会貢献活動において改善を要する点はない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

熊本大学ウェブサイトで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』等に示された全学の目的にしたがって、本学部も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を兼業規則にしたがって実施し、社会貢献に努めている。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学部独自で社会貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブサイトで公表・周知されている全学の社会貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況) 法学部では、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすと同時に「本学の教育研究成果の還元」を行っている(資料 C-1-1-1-1)。また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師など依

頼があったものについては積極的に受諾するという方針に基づき、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に実施されている（資料 C-1-1-1-2、資料 C-1-1-1-3、資料 C-1-1-1-4）。（中期計画番号 31）

資料 C-1-1-1-1 本学部における非常勤講師の従事状況

年度	区分	従事先及び件数	計(件)
H26 (26件)	国立大学	九州大学 1, 大分大学 1, 筑波大学 1	3
	公立大学	熊本県立大学 3, 福岡女子大学 1, 長崎県立大学 1	5
	私立大学	尚綱大学 1, 九州ルーテル学院大学 1, 鹿児島純心女子大学 1 熊本学園大学 6, 関西大学 2, 北星学園大学 1, 久留米大学 1, 上智大学 1	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1, 熊本WMCA学院 1, 放送大学 1, 公務員 ゼミナール熊本校 1	4
H27 (26件)	国立大学	鹿児島大学 1, 筑波大学 1, 静岡大学 1	3
	公立大学	熊本県立大学 4	4
	私立大学	九州ルーテル学院大学 1, 関西大学 1, 近畿大学九州短期大学 1, 北星 学園大学 1 久留米大学 1, 尚綱大学 1, 熊本学園大学 4, 鹿児島純心女子大学 1, 九 州国際大学 1, 慶応義塾大学 1	13
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1, 熊本YMCA学院 1, 放送大学 3, 公務員 ゼミナール熊本校 1	6
H28 (25件)	国立大学	筑波大学 1, 大分大学 1, 鹿児島大学 1, 九州大学 1, 長崎大学 2	6
	公立大学	熊本県立大学 4	4
	私立大学	久留米大学 1, 九州ルーテル学院大学 1, 近畿大学九州短期大学 1 熊本学園大学 4, 関西大学 1, 尚綱大学 1, 鹿児島純心女子大学 1	10
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1, 熊本YMCA学園 1, 放送大学 3	5
H29 (23件)	国立大学	琉球大学 1	1
	公立大学	熊本県立大学 3	3
	私立大学	尚綱大学 1, 九州ルーテル学院大学 1, 関西大学 1, 志学館大学 1 久留米大学 1, 熊本学園大学 3, 鹿児島純心女子大学 1, 慶応義塾大学 1, 中央大学 4	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1, 熊本YMCA学園 1, 放送大学 2, 公務員 ゼミナール熊本校 1	5

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 C-1-1-1-2 本学部教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H26	26	県	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) ・熊本県市町村合併に関する有識者会議委員 ・熊本県収用委員会委員 ・熊本県労働審議会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員 ・熊本県建築士審査会委員 ・佐賀県消費生活審議会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県環境審議会特別委員 ・福岡県労働政策審議会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員

		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市環境審議会委員 ・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員 ・人吉市情報公開等審査会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 ・益城町総合計画審議会委員 ・高森町個人情報保護審議会委員 ・天草市景観審議会委員 ・天草市建築審査会委員 ・熊本市政治倫理審査会委員 ・熊本市建築審査会委員 ・熊本市男女共同参画会議委員 ・くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 ・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 ・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員
H27	31	県	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) ・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県消費者苦情処理委員会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員 ・熊本県労働審議会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員 ・佐賀県消費生活審議会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県環境審議会特別委員 ・熊本県収用委員会委員
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市環境審議会委員 ・熊本市建築審査会委員 ・熊本市総合計画審議会 ・熊本市政治倫理審査会委員 ・菊池市男女共同参画審議会委員 ・熊本市男女共同参画会議委員 ・熊本市「(仮称)子育て優良企業」認定基準に関する検討会委員 ・熊本市景観審議会委員 ・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員 ・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員 ・天草市建築審査会委員 ・益城町総合計画審議会委員 ・高森町個人情報保護審議会委員 ・天草市景観審議会委員 ・くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 ・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 ・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員
H28	36	県	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) ・熊本県行政不服審査会委員 ・熊本県入札監視委員会委員 ・熊本県労働審議会委員 ・第45期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県収用委員会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員 ・熊本県建築士審査会委員 ・熊本県障害者施策推進審議会委員 ・熊本県環境審議会特別委員 ・佐賀県消費生活審議会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県消費者苦情処理委員会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市環境審議会委員 ・熊本市建築審査会委員 ・熊本市政治倫理審査会委員 ・熊本市景観審議会委員 ・宇城市男女共同参画審議会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員 ・人吉下球磨消防組合行政不服審査会委員 ・天草市建築審査会委員 ・熊本市震災復興検討委員会委員 ・益城町復興計画策定委員会委員 ・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員 ・天草市景観審議会委員 ・熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略等策定委員 ・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 ・菊池市男女共同参画審議会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員

		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 ・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 ・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会(公益委員)
H29	28	県	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県農林水産部熊本農産漁村男女共同参画推進会議委員 ・熊本県消費者苦情処理委員会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員 ・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県入札監視委員会委員 ・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) ・熊本県労働審議会委員 ・第45期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県収用委員会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員 ・熊本県環境審議会特別委員 ・佐賀県消費生活審議会委員
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員 ・熊本市建築審査会委員 ・熊本市政治倫理審査会委員 ・菊池市男女共同参画審議会委員 ・熊本市特定空家等措置審議会委員 ・熊本市空家等対策協議会委員 ・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員 ・天草市建築審査会委員 ・天草市景観審議会委員

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 C-1-1-1-3 講演会・シンポジウムの開催状況

年度	日程	テーマ	参加者数
H26	H260617	憲法シンポジウム「地域に学ぶ憲法」 【会場】 文法棟A1教室	200名
	H260927	国際シンポジウム「韓国と日本の刑事法上の現状と問題点」 【会場】 韓国テジョン市韓南大学	150名
	H261022	小野泰輔熊本県副知事講演会 【会場】 文法棟A1教室	200名
H27	H271226	刑事法講演会「刑法判例に登場する事実の形成過程と刑法的処理」 【会場】 文法棟A1教室	200名
H28	H281015	甲斐克則早稲田大学教授講演会「医療安全と法」 【会場】 文法棟A1教室	200名
	H281102	熊本市長大西一史氏講演会 【会場】 文法棟A1教室	200名
	H281105	法と経済学会・熊本大学法学部共同シンポジウム 「諫早湾干拓訴訟の課題とその解決に向けて」	50名
	H281106	「熊本大学「熊本復興支援プロジェクト」と震災復興	50名
		「リーガルプロセッション養成の社会科学アプローチ」	50名
		「「定型約款」規定の民法への導入を考える」	50名
	【会場】 文法棟A1教室		
H290111	シンポジウム「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」 【会場】 文法棟A1教室	200名	
H290121	シンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」 【会場】 文法棟A1教室	250名	

H29	H290624	鳴瀬益幸氏講演会「夢への挑戦！」 【会場】教育学部棟教室	150名
	H290703	国際シンポジウム「日本と中国における法治主義の展開と現代的課題」 【会場】文法棟A1教室	150名
	H290807	「熊本地震と法・政策」研究会 濱田絵美氏「自然災害時の二重ローン問題について」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H290906	「熊本地震と法・政策」研究会 倉田賀世氏「震災の社会保障法学的見地に基づく検討—熊本地震から見えること」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H291004	「熊本地震と法・政策」研究会 鈴木桂樹氏「震災とマスメディア～報道倫理をめぐって」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H291101	「熊本地震と法・政策」研究会 大日方信春氏「私有財産制のコスト—土地収用の現場から」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H291108	熊本市長大西一史氏の講演会「熊本市の地域課題を考える～大学での学びと震災復興」 【会場】文法棟A1教室	250名
	H291125	稲葉馨氏講演会「私の国家賠償責任研究を語る—熊大時代を中心に」 【会場】文法棟A1教室	200名
	H291206	「熊本地震と法・政策」研究会 伊藤洋典氏「地方議会の震災対応」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H300320	「熊本地震と法・政策」研究会 中嶋直木氏「原発法制と自治体」 【会場】文法棟共用会議室	25名

(出典：法学部資料)

資料 C-1-1-1-4 本学部教員の研修講師等の状況

年度	兼業先	業務
H26	九州森林管理局	講習会講師
	熊本生涯学習センター	県民カレッジ主催講座講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	日本労使関係研究会	研修講師
	BSIグループジャパン株式会社	PASステアリンググループメンバー
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師
	九州農政局	職員研修講師
	北九州市	職員研修講師
	天草市議会	研修会講師
	熊本県労働委員会	研究会講演
	熊本県環境生活部県民生活局	派遣事業講師
	南九州税理士会	研修講師
	熊本県立済々黌高等学校	講演会講師
	天草市	セミナー講師

	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	日本機械輸出組合大阪支部	講演会講師
	熊本県立第二高等学校	体験学習講座講師
	矯正研修所福岡支所	研修講師
	鹿屋体育大学	年俸制勉強会講師
	熊本県環境生活部	研修会講師
	防衛省人事教育局	講演会講師
	上智大学	非常勤講師
	芦北町	講演会講師
H27	熊本県立大学	非常勤講師
	矯正研修所福岡支所	研修講師
	熊本県生涯学習推進センター	県民カレッジ主催講座講師(前期・後期)
	筑紫女学園高等学校	出前講義講師
	九州森林管理局	講習会講師
	全国労働基準関係団体連合会	研修講師
	地方農政局	研修講師
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師
	熊本市	子育て支援優良企業認定基準策定会議オブザーバー
	熊本県労働委員会	研究会講演
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	慶應義塾大学	非常勤講師
	中央労働委員会	セミナーコーディネーター
	熊本県労働委員会	セミナーコーディネーター
	熊本市	会議オブザーバー
	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	講習講師
	玉名高等学校	出前講義講師
	長崎北陽台高等学校	出前講義講師
	熊本日日新聞	市民公開フォーラム講師
	長崎南高等学校	出前講義講師
	熊日サービス開発株式会社	社会福祉国家試験対策講座講師
	九州森林管理局	委員会出席
	熊本市 PTA 協議会	研修会講師
	熊本県高等学校教育研究会地歴・公民部会	講演会講師
	日本機械輸出組合大阪支部	講演会講師
	熊本地方検察庁	講演会講師
	第二高等学校	体験学習講座講師
	公益財団法人くまもと産業支援財団	研修会講師
	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	会議出席
	みずほ情報総研株式会社	シンポジウムパネリスト
	熊本県	男女共同参画アドバイザー派遣事業講師
	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	鹿児島大学大学院	審査会委員
大津町	男女共同参画研修会講師	
鹿屋体育大学	研究セミナー講師	
肥後銀行	人材育成講座講師	
NPO 法人 職場の権利教育ネットワーク	講習会講師	
H28	矯正研修所福岡支所	研修講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	熊本県立大学	非常勤講師
	全国労働基準関係団体連合会	研修講師
	地方農政局	研修講師

	長崎大学	非常勤講師
	熊本県社会保険労務士会	研修講師
	ランゲート株式会社	シンポジウムパネリスト
	北海道大学大学院法学研究科	研究会報告出席
	国立国会図書館及び立法考査局	説明聴取会出席
	九州森林管理局	委員会出席
	宇城市	研修講師
	慶応義塾大学	非常勤講師
	中央大学	非常勤講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	宮崎県	研修会講師
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師
	人事院九州事務局	懇談会出席
	全国労働基準関係団体連合会	研修講師
	NPO 法人くまもと未来ネット	学習会講師
	中央大学	非常勤講師
	一般社団法人社会調査協会	セミナー講師
	鹿児島地方裁判所	研修講師
	熊本産業保険総合支援センター	研修講師
	矯正研修所福岡支所	研修講師
	国際自動車コンプレックス研究会	講演会講師
	北九州市	研修会講師
	特定非営利活動法人うべ環境コミュニティー	研修会講師
H29	KKT(熊本県民テレビ)	ゲストコメンテーター
	ランゲート株式会社	講演会講師
	NPO 法人 職場の権利教育ネットワーク	講習会講師
	国立社会保障・人口問題研究所	講演会講師
	一般社団法人年金総合研究所	講演会講師
	文化庁	技術審査専門員
	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	九州農政局	研修講師
	熊日サービス開発株式会社	社会福祉国家試験対策講座講師
	九州国有林林業生産協会	講演会講師
	ベネッセ教育総合研究所	指導助言
	会宝産業株式会社	講演会講師
	株式会社日刊自動車新聞社	パネリスト
	通院医療等研究会	講演会講師
	九州森林管理局	委員会出席
	桜十字病院	非常勤講師

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 非常勤講師、各種委員会委員、研修会・講演会等の講師の活動のほかに、シンポジウム等の開催を計画的に行っている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況) 非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師等の活動の実施に係る資料によれば、いずれにおいても再任・継続されることが多く(資料C-1-1-1-5及び資料C-1-1-1-6)、実績や満足度等の面で活動の成果が上がっている。また、

講演会・シンポジウム等の開催においても平成 24 年度までに比べて開催件数が増加しており、特に平成 29 年 1 月 21 日のシンポジウム「熊本地震が提起する法・政策的課題」は、同年 6 月に『法学セミナー』誌に特集記事として採録されて全国的に注目を集めるなど、活動の成果が上がっている。(中期計画番号 31)

資料 C-1-1-1-5 本学部教員の平成 29 年度自治体審議会等への参画に係る再任・継続状況

兼業先	主な内容	依頼年度
県	熊本県消費生活審議会委員 熊本県社会福祉協議会委員 熊本県労働政策審議会委員 福岡県消費生活審議会委員 熊本県入札監視委員会委員 熊本県介護保険審査委員会(公益代表委員) 熊本県労働審議会委員(公益委員) 熊本県雇用委員会委員 熊本県政府調達苦情検討委員会委員 熊本県環境審議会特別委員 熊本県消費生活審議会委員	H27~ H26~ H26~ H26~ H27~ H28~ H26~ H26~ H28~ H26~ H26~ H26~ H26~
市町村	熊本市建築審査委員会委員 熊本市政治倫理共同参画会委員 菊池市男女共同参画センター創生総合戦略審議会委員 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 人吉市情報公開審査委員会委員 天草市建築審査委員会委員 天草市景観審査委員会委員	H26~ H26~ H27~ H27~ H26~ H26~ H26~ H26~
その他	熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 公益財団法人くまもと県民交流館 熊本労働局熊本地方最低賃金審議会(公益委員)	H26~ H26~ H28~

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 C-1-1-1-6 本学部教員の平成 29 年度研修講師等の再任・継続状況

兼業先	業務	依頼年度
熊本県くまもと県民交流館	研修講師(男女共同参画)	H26、H27、H28、H29
熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師	H26、H27、H29
全国労働基準関係団体連合会	研修講師	H27、H28、H29
熊日サービス開発(株)	社会福祉国家試験対策講座講師	H27、H29、
九州森林管理局	講習会講師・委員会出席	H26、H27、H28、H29
公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師	H26、H27、H29
九州農政局	研修講師	H26、H27、H28、H29
矯正研修所福岡支所	法務教官応用科研修講師	H26、H27、H28、H29

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動の再任・継続のほかに、講演会・シンポジウム等の開催における成果がある。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況) 非常勤講師については各大学で実施されている授業アンケート等により改善の取組が行われており、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動では、各教員個人の専門分野に対応して委員や講師を引き受けており、専門分野に応じて各教員の所属学会や研究会などで研鑽を積むことや依頼者側からの要望に対応することにより改善の取組が行われ、また、シンポジウム等の開催については、開催時のアンケート結果に基づく改善や、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより、改善の取組が行われている(資料 C-1-1-1-8)。(中期計画番号 32)

資料 C-1-1-1-8 学会・研究会等出張件数

年度	学会	研究会	資料収集等	合計
平成 26 年度	58	104	35	197
平成 27 年度	50	89	38	177
平成 28 年度	40	77	34	151
平成 29 年度	54	93	19	166

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 特に組織として改善のための取組を行っているものはないが、非常勤講師としての授業に限らず、各種委員会、研修会・講演会、シンポジウム等においても教員個人個人が改善のための取組を行っている。

分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

法学部独自の目的や計画及び具体的方針を定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動については兼業規則に従って地域貢献に努めている。

(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学部独自で地域活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表・周知されている全学の地域貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放

科目として提供し（資料 C-1-1-1-9）、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めている（資料 C-1-1-1-10 及び前掲資料 C-1-1-1-4）。また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催については、年度計画を定めて適切に実施している。（中期計画番号 32）

資料 C-1-1-1-9-① 授業開放科目数と受講者数

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
開放科目数	3	3	5	6	4	2	4	3
受講者数	2	4	2	5	4	3	4	5

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 C-1-1-1-9-② 各年度の授業開放科目（左欄：前学期、右欄：後学期）

年度	科目名	担当教員	所属部局	科目名	担当教員	所属部局
H26	保険法	遠山 聡	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	租税法	山崎広道	法学部	比較政治論	上野 真也	法学部
	労使関係法	中内 哲	法学部	民事訴訟法Ⅱ (判決手続展開論)	濱崎 録	法学部
H27	租税法	山崎広道	法学部	比較行政制度論	上野真也	政策創造研究教育センター
	保険法	遠山 聡	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	刑法各論Ⅰ	岡田行雄	法学部	特殊講義(租税法Ⅱ)	山崎広道	法学部
	刑事政策	岡田行雄	法学部	民事執行・保全法	池田 愛	法学部
	労使関係法	中内 哲	法学部	刑法各論Ⅱ	岡田行雄	法学部
				特殊講義 (少年法)	岡田行雄	法学部
H28	刑事政策	岡田行雄	法学部	租税法Ⅱ	山崎広道	法学部
	保険法	遠山 聡	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	租税法Ⅰ	山崎広道	法学部			
	労使関係法	中内 哲	法学部			
H29	労使関係法	中内 哲	法学部	租税法Ⅱ	山崎広道	法学部
	租税法Ⅰ	山崎広道	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	刑事政策	岡田行雄	法学部	民法総則	濱田絵美	法学部
	契約法	濱田絵美	法学部			

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 C-1-1-1-10 熊大・肥銀ビジネスアカデミーの実施状況（平成29年度）

回数	実施日	時間	講義タイトル
1	8月23日(水)	15:00~16:30	法学の内容
2	8月23日(水)	16:40~18:10	法律と法源
3	9月21日(水)	15:00~16:30	民法入門①・・・民法に関する諸原則
4	2月12日(水)	16:40~18:10	民法入門②・・・民事手続の諸原則
【講師】 熊本大学法学部 岡田 行雄 教授			
【目的】 法律全体像を体系的に理解するため、必要不可欠な概念、制度、原理・原則、そしてそれらが形成された歴史的経緯等を習得する。			

（出典：社会連携課資料）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても計画に基づいた適切な活動が行われている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

授業開放については、全学からの要請もあり、開放科目数の増加に努めるとともに、継続している開放科目においては一定の受講者があることから、活動の成果が上がっている(前掲資料 C-1-1-1-9)。各種団体からの依頼による短期兼業についても継続依頼が多く、活動の成果は上がっている(前掲資料 C-1-1-1-4)。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても継続して活動が行われている。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

授業開放については、受講者によるアンケートなどにより改善が図られ(資料 C-1-1-1-11)、審議会・委員会等の委員については、各種団体からの依頼による短期兼業については、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより改善の取組が行われている。(中期計画番号 31)

資料 C-1-1-1-11 熊本大学授業開放受講者アンケート

平成 29 年度 O 学期 熊本大学授業開放受講者アンケート

熊本大学熊本創生推進機構
政策創造研究教育センター

熊本大学の授業開放をより魅力的なものにするために、受講者の皆様方にご意見・ご感想をいただき、今後の参考とさせていただきますと存じます。お手数をおかけして恐縮に存じますが、本アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

問 1 あなたの性別・年齢について教えてください。

(性別) 男性 / 女性

(年齢) 10代 / 20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代 / 80代以上

問 2 今回受講された科目の満足度についてお尋ねします。上段に科目名を記入後、満足度を選択してください。

【科目名： _____】

1 大変満足した 2 満足した 3 どちらともいえない 4 不満足 5 大変不満足

問 3 この授業開放をどのようにしてお知りになりましたか？ 主なものに一つだけ○を付けて下さい。

1 新聞など 2 テレビ・ラジオ 3 パンフレット (_____ で手に入れた。)

4 大学の職員や関係者などに聞いて 5 熊本大学のHPを見て

6 友人・知人に聞いて 7 その他 (_____)

問 4 あなたは熊本大学の授業開放に、これまで参加されたことがありますか？

1 今回初めて 2 過去に参加したことがある

問 5 あなたにとって熊本大学の授業開放の魅力は何でしょうか？

問 6 授業開放科目に関してご意見・ご要望がございましたら、お書きください。

問 7 最後に、あなたが今関心を持っていることや、興味のある学問分野がありましたら教えてください。

(出典：社会連携課からの資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、各種団体からの依頼による短期兼業など、いずれの活動においても改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に示された全学の目的にしたがって、同基本方針において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を行っている。具体的には、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすとともに「本学の教育研究成果の還元」を行っており、また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努めることにより、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に行っている。これらの活動が当該期間中を通じて大きな変動もなく継続していること及び再任の数も相当数あることから、本学部の社会貢献活動は、改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動を通して地域貢献活動を行っている。具体的には、教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放科目として提供し、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めており、また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催などを行っている。これらの活動は、いずれも当該期間中を通じて大きな変動もなく継続して実施され、かつ新たな活動の依頼もあることなどから、本学部の地域貢献活動は、改善、向上している。

IV 国際化の領域に関する自己評価書

1. 国際化の目的と特徴

法学部は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、法学部として、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる創造的人材の育成を目指すとともに、学生・教員のいずれもが「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海想と刺激をもたらし、活力のみなげる学部を目指し、さらに留学生の日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を適格に発信するよう努める。具体的な取組としては、学生の海外インターンシップを授業として単位化するとともに、国際奨学事業の推進、外留学及び留学生の受入れ等の推進に努めている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、本学部学生のほか、国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する国際社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

内容が充実した海外インターンシップを実施している。

【改善を要する点】

本学部が海外インターンシップをはじめとする国際化の一層の展開を進めるには、現行のままではなく人員と予算の増加が改善を要する点である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

(観点到に係る状況)

毎年作成する学生便覧及び法学部案内に留学制度を掲載し(資料 D-1-1-1-1)、海外インターンシップ、国際奨学事業等による派遣学生については、全学及び法学部規則に則り公募した上で(資料 D-1-1-1-2～資料 D-1-1-1-5)、派遣する学生については、渡航目的や学生の成績等を基礎資料として拡大国際交流委員会で選抜者の原案を作成し、教授会で審議及び承認している(資料 D-1-1-1-6)。(中期計画番号 40)

資料 D-1-1-1-1 短期留学推進制度の概要

5 短期留学推進制度(派遣)による留学について

法学部では、学生がひろく外国諸大学の学生とともに勉学する機会を拡大するとともに、大学間の国際交流の促進を図るために、本学及び本学部と交流協定を締結している外国の大学へ毎年度数名の学生を派遣しています。

また、留学に伴う教育上の配慮として、後述する継続履修、単位互換などの措置があります。

* 留学に関する詳細については、法学部教務担当又は国際教育課(全学教育棟2階)にお尋ね下さい。

(1) 主な大学間交流協定締結大学

	モンタナ大 学(アメリカ)	モンタナ州 立大学(ア)	リーズ大学 (英国)	ニューカ ッスル大	ザールラ ンド大学	培材大学 校(大韓民)	ボルドー 大学(フラ)	同済大学 (中国)
--	------------------	-----------------	---------------	--------------	--------------	----------------	----------------	--------------

	合衆国)	メリカ合衆国)		学(オーストラリア)	(ドイツ)	国)	ンス)	
派遣学生	約5名	3名以内	5名以内	3名以内	約5名	約5名	約5名	3名以内
留学期間	10ヶ月間 8月から翌年5月	10ヶ月間 8月から翌年5月	9月～翌年6月 *事前語学研修受講の場合は8月～	2月～11月	12ヶ月間 9月から翌年8月	10ヶ月間 9月から翌年6月	9月または1月から半年または1年	9月または2月から最大1学年度
英語研修	事前の制度あり							
選考方法	学業成績、英語能力試験のスコア及び面接により総合的に選考します。				学業成績及び面接により総合的に選考します。			
奨学金等	国費に採用された場合、奨学金月額80,000円支給（金額は国・地域によって異なります。）							
備考	留学先大学での授業料は免除（ただし熊本大学の授業料は発生します。）							
	宿舎料及び生活費約100,000円/月（食費、清掃費を含む）	宿舎料及び生活費約100,000円/月	宿舎料及び生活費約150,000円/月（食費、清掃費を含む）	宿舎料及び生活費約120,000円/月	宿舎料及び生活費約100,000円/月	宿舎料及び生活費約70,000円/月	宿舎料及び生活費約100,000円/月	宿舎料及び生活費約70,000円/月

◎ 募集時期

学部応募は10月下旬に行います。提出書類は、①留学計画書（所定様式）、②学業成績証明書、③英語能力試験のスコア（英語圏以外の大学への希望者は所定の語学能力証明書）、④健康診断書です。早めの準備（特に TOEFL 及び IELTS 等の語学能力証明書について）が必要です。

◎ 応募資格

留学する年度に、学部在籍している者が該当します。

◎ 大学案内

上記諸大学の案内は、熊本大学のウェブサイトで見ることができます。

（出典：法学部学生便覧 39 頁）

資料 D-1-1-1-2 海外インターンシップシラバス

授業科目名	時間割コード	開講年次等		必修選択別	単位数
海外インターンシップ	03544	年次	3年	選択	2
		学期	集中		
		曜・時			
担当教員	伊藤 洋典				
授業目標	(1)アメリカの政治の仕組みを理解する (2)法律とビジネスの関係を理解する (3)英語による論文読解ができるようになる (4)英語によるディスカッションができるようになる (5)英語によるプレゼンテーションができるようになる				
授業内容	1 イントロダクション 本インターンシップの概説を行う 2 アメリカの政治状況 アメリカの歴史と文化的背景 3 アメリカの政治の特徴 アメリカの政治の特徴：議員立法、シンクタンク、メディア				

	<p>4 欧州の政治 近年の欧州の政治を EU という仕組み、テロ問題、移民問題、経済問題などを中心として概説する。</p> <p>5 EU と国家 国家の果たすべき役割とは何かという問題を、EU との関連で概説する。</p> <p>6 国際コミュニケーションのあり方 英語によるディスカッションの仕方と訓練</p> <p>7 国際コミュニケーションのあり方(2) 英語によるディスカッションの仕方と訓練(2)</p> <p>8 国際コミュニケーションのあり方(3) 英語によるディスカッションの仕方と訓練(3)</p> <p>9 英語文献の解説 時事問題を英字新聞を使って講読する</p> <p>10 英語文献の解説(2) 時事問題を英字新聞を使って講読する(2)</p> <p>11 調査・プレゼン作成(1) プレゼンテーション作成(1)</p> <p>12 調査・プレゼン作成(2) プレゼンテーション作成(2)</p> <p>13 調査・プレゼン作成(3) プレゼンテーション作成(3)</p> <p>14 海外研修(1) マサチューセッツ州立大学での発表</p> <p>15 海外研修(2) マサチューセッツ州立大学での発表(2)</p>
授業形態	対面講義及び海外研修
テキスト	教員の作成した資料を配布
参考書	授業において紹介します その他授業で紹介します
評価方法	出席、発言、フィールド調査、プレゼン作成、発表を総合して評価

(出典：法学部シラバス)

資料 D-1-1-1-3 国際インターンシップの募集 (学生揭示)

<p>国際インターンシップについて</p> <p>毎年行っています法学部国際インターンシップの今年度の概略をお知らせします。 今年度は6月16日(金)を申し込みの締め切りとしています。希望者は法学部教務担当窓口にて応募して下さい。コース内容は以下のとおりです。</p> <p>1、インターンシップのコース</p> <p>Aコース 行き先：テキサス大学サンアントニオ校 日時：10月上旬から10月中旬(1週間から10日程度) 活動内容：英語によるプレゼンテーション アメリカとの比較のために日本の地域課題を調査する。 費用：交通費相当(10万～15万円程度)支給 各自の負担は10万円程度</p> <p>Bコース 行き先：米国マサチューセッツ州ボストン市 マサチューセッツ大学、ボストン市役所 日時：11月中旬から下旬(1週間から10日程度) 活動内容：英語によるプレゼンテーション アメリカとの比較のために日本の地域課題を調査する。 費用：交通費相当(10万～15万円程度)支給 各自の負担は10万円程度</p> <p>2、選考基準 GPAの順位による(2.0以上が望ましい) TOEIC 700点以上(必須。希望者は8月までに点数をクリアしておくこと)</p> <p>※夏休みにプレゼンテーション作りを行います(別途連絡)。 ※今年度はフランス、ベルギーは安全性の観点から現時点では予定なしです。</p>	
---	--

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 D-1-1-1-4 国際奨学事業に係る全学の要綱

<p>熊本大学国際奨学事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成27年5月21日 学長裁定 平成28年7月14日 修正、承認</p> <p>1. 目的 本学学生の国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって、参</p>	
--	--

加者の国際的視野と学習・研究能力を高めるとともに、本学学生の国際的関心を高め、積極的な社会進出を動機付けるため、学部、教育部もしくは研究科（以下「学部等」という。）が行う奨学支援事業（以下「支援事業」という。）について、必要な予算を措置する。

2. 対象となる学生の活動

- (1) 国際学会での発表
- (2) 国際的な調査活動
- (3) 国際インターンシップ
- (4) 国際交流協定校での目標を定めた学習
- (5) 本学主催の海外語学セミナー
- (6) その他 国際的な学習・研究活動

3. 実施の申請

学部等の長は実施要項を定め、学長に提出するものとする。実施要項は、奨学金の名称、趣旨・目的及び特徴、対象となる学生とその活動、選考方法、支給予定額等を含むものとする。

なお、複数の学部等が共同で実施する場合は、代表学部等を定め、代表学部等の長が提出するものとする。

4. 経費配分

本事業に係る学部等が行う支援事業に対する経費の額は、当年度5月1日現在の学部3年次及び修士・博士（後期）課程の在籍数を基礎数として按分した額を、学部等ごとに配分する。

5. 支援事業の企画

(1) 学部等の長は、本事業の目的を達成するため、学生の国際活動に関わるプロジェクトを企画して、奨学金支給に係る実施要項を作成し、あらかじめ定めた選考基準により学生を選抜する。

選考基準には、既習の学業成績、外国語能力、企画（研究計画、学会報告等）の内容等を盛り込むものとする。

(2) 学部等の長は、本事業による経費に、学部等独自の経費を加算して、企画を実施することができる。

(3) 学長は、上記により選抜された学生に対し、予算の状況等に応じて奨学金を定め、支給する。

6. 企画上の注意

(1) 国際的な場での学生の独創的な学習・研究活動を支援する奨学事業であること。

(2) 零細額を均等に配分するような事業は計画しないこと。

7. 重複申請の制限

本事業と同様の目的による他制度の奨学金の支給を受けた学生に対しては、本事業の奨学金を支給しないものとする。

8. 成果及び事業の報告

本事業の奨学金を得て国際活動を行った学生は、帰国後に学内報告会等により成果を発表するものとする。学部等の長は年度末までに、事業報告書（別紙様式）を学長へ提出するものとする。

（出典：熊本大学国際奨学事業実施要綱）

資料 D-1-1-1-5 本学部における国際奨学事業に係る規程

平成29年度熊本大学法学部国際奨学事業実施要項

1 目的

本学学生の国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって、参加者の国際的視野と学習・研究能力を高めることを目的とする。

2 対象となる学生の活動

- (1) 国際学会での発表
- (2) 国際的な調査活動
- (3) 国際インターンシップ
- (4) 国際交流協定校での目標を定めた学習
- (5) 本学主催の海外語学セミナー
- (6) その他 国際的な学習・研究活動

3 選考方法

(1) 学部次に次からなる選考委員会を置く。

学部長

副学部長

地域連携・国際交流委員

(2) 選考は次のことを勘案して総合的に判断する。

①学業成績または研究業績

②研修・学会・研究会の内容および期待される成果

③外国語能力

4 支給予定額

一人15万円を上限とする。

5 募集人員

- 若干名
- 6 申請方法
- (1) 学部が提供するプログラムに応募する場合は、その規定に基づいて申請すること。
- (2) (1)とは別に学生が申請する場合は所定の申請書を用い、参加予定の研修・学会・研究会等についての資料、または渡航先の受入証明書等を添付すること。
- (3) 活動計画の修正は、所定の書類を提出し、事前に選考委員会の承認を受けること。
- 7 申請期間
- 平成29年7月14日(金)までに申請書を法学部教務担当に提出すること。
- 8 成果及び事業報告
- 本奨学金を得て国際活動を行なった学生は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書を提出し、報告会等により成果を発表するものとする。成果は学部広報で用いることがある。対象学生は留学生リーダー候補名簿に自動的に登録するものとする。
- 9 重複申請の制限
- 奨学金と同様の目的による他の奨学金の支給を得た学生に対しては、本奨学金を支給しないものとする。
- 10 平成30年度以降の実施要項について
- 特徴あるプロジェクトを実施するために、平成30年度以降は実施要項を変更して募集する可能性がある。

(出典：平成29年度熊本大学法学部国際奨学事業実施要項)

資料 D-1-1-1-6 海外インターンシップ成績一覧

平成29年度 海外インターンシップ成績一覧

授業科目名：海外インターンシップ

単位数：2単位

担当教員名：伊藤 洋典

【コースA】

実施日：11月27日～12月4日

行き先：テキサス：テキサス大学サンアントニオ校(アメリカ)

活動内容：①国内調査 ②現地でのプレゼン ③授業参加 ④学生交流 ⑤日米協会訪問

氏名	学生番号	学年	①	②	③	④	⑤	評価
		3	◎	◎	○	○	○	90
		4	—	—	—	—	—	—
		4	○	○	○	○	○	80
		3	◎	◎	○	○	○	90

【コースB】

実施日：10月6日～10月13日

行き先：マサチューセッツ州ボストン市

活動内容：①UMass Boston 訪問 ②日立製作所ワシントン事務所での意見交換会 ③マンスフィールド財団でのプレゼン ④世界銀行での意見交換会 ⑤連邦議会訪問

氏名	学生番号	学年	①	②	③	④	⑤	評価
		4	○	○	○	○	○	80
		3	○	○	◎	○	○	85
		3	○	○	○	○	○	80
		3	○	○	○	○	○	80

(出典：法学教授会資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 留学制度、海外インターンシップ、国際奨学事業等による学生の派遣については、計画や具体的方針が定められおり、これらの目的と計画が広く公表されている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに(資料 D-1-1-1-7)、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している(資料 D-1-1-1-8)。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに(資料 D-1-1-1-9)、学生の海外留学及び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている(資料 D-1-1-1-10)。(中期計画番号 40, 41)

資料 D-1-1-1-7-① 交流協定による派遣留学生一覧

派遣大学	学年	派遣期間	派遣年度	交流区分
ダラム大学	学部3年	2017.9~2018.8	平成29年度	大学間
ニューカッスル大学	学部3年	2017.9~2018.8	平成29年度	大学間
ザールラント大学	学部3年	2017.9~2018.8	平成29年度	大学間
ニューカッスル大学	学部1年	2018.3~2018.11	平成29年度	大学間

資料 D-1-1-1-7-② 海外インターンシップ派遣学生

平成 28 年度	5 名
平成 29 年度	8 名

資料 D-1-1-1-7-③ 国際奨学事業派遣学生

平成 26 年度	3 名
平成 27 年度	3 名
平成 28 年度	6 名
平成 29 年度	10 名

(出典：①～③人文社会科学系事務課資料)

資料 D-1-1-1-8 教員の海外出張、研修件数及び訪問国

年度	出張件数	研修件数	訪問国		
平成 26 年度	18	2	アメリカ ドイツ イギリス	フランス 韓国 カナダ	スイス スロヴェニア ポーランド
平成 27 年度	14	1	アメリカ ドイツ タイ	インドネシア 韓国	イギリス 台湾
平成 28 年度	16	1	アメリカ ドイツ 中国	韓国 フランス 台湾	イギリス マレーシア
平成 29 年度	27	0	アメリカ イギリス 中国 イタリア	オーストラリア ベトナム マレーシア スイス	ドイツ 韓国 台湾 ポーランド

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 D-1-1-1-9 人文社会科学系国際共同研究拠点による国際シンポジウム (H29.7.3)

法学部・人文社会科学系国際共同研究拠点による国際シンポジウム

<p>日本と中国における法治主義の展開と現代的課題 < 挨拶 > 熊本大学法学部長 深町 公信 教授</p> <p>講演「中国における法治主義の発展：1997～2007」 何勤華（華東政法大学法律学院教授）</p> <p>講演「議院内閣制における統治－日本国憲法の期待と現実」 大日方信春（熊本大学法学部教授）</p> <p>講演「日本の刑事法における法治主義の展開と課題」 岡田行雄（熊本大学法学部教授）</p> <p>講演「現代中国の法治主義の実現における最重要な課題：党の指導と全人代制度と法治主義との三者関係の適切性」 童之偉（華東政法大学法律学院教授）</p>

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 D-1-1-1-10 留学生の受入数及び留学生の所属大学（短期留学含）

【派遣】

大学名	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
華東政法大学				
韓南大学校				
ボルドー大学(フランス)			1	
ザールラント大学	1	1	1	
モンタナ州立大学				
ダラム大学	1			
モンタナ大学				
ニューカッスル大学	2			
マッセー大学				
バーミンガム大学				
リーズ大学(イギリス)				
パシフィック大学(アメリカ)				
東亜大学(韓国)				
ワルシャワ大学(ポーランド)		1		
同済大学			2	
合 計	4	2	4	0

【受入】

大学名	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
華東政法大学	1	2	3	5
韓南大学校	3		2	2
培材大学校(韓国)				1
山東大学(中国)	1		1	
同済大学(中国)	3	1	2	1
リーズ大学(イギリス)	1			1
東亜大学(韓国)	1	1		1
ボルドー大学(フランス)			1	1
朝鮮大学				1
南台科技大学			1	1
吉林大学		1	1	1
上海師範大学				1
深圳大学	1		3	1
ガジヤマダ大学				1
広西師範大学	3			
フェ大学フェ外国語大学	1			
長榮大学	2			
大連理工大学	1			

ラオス国立大学	2	1	1	
インドネシア大学		1		
ニューカッスル大学				
カセサート大学		1	2	
東北大学			1	
釜慶大学			1	
東亜大学校			1	
ハルビン工業大学	1			
合計	21	8	20	18

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学生の派遣状況、教員による国際的な研究活動、交流協定校との学生交流及び学術交流などの活動状況から適切に実施されている

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

(観点に係る状況)

海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、派遣先での活動報告書などから成果が上がっている(資料 D-1-1-1-11)。教員による国際的な研究活動及び交流については、出張報告書や研究業績などにより成果が上がっている(資料 D-1-1-1-12)。(中期計画番号 40, 41)

資料 D-1-1-1-11 国際奨学事業受給者の活動報告

- 平成 26 年度:国際奨学事業受給者 3 名
渡航先:アメリカ、ドイツ、オーストリア
〈「得られた成果」についてのコメントから抜粋〉
「反ナチス抵抗運動を行ったことで理不尽な裁判により死刑となった「白バラ事件」の裁判が開かれた法廷を見学した。この法廷は、現在は展示室となっており、事件により亡くなった学生たちの写真が飾られていた。逮捕からわずか4日後に斬首されたと知り、公平な法制度の重要性を強く感じた。」
「日本とは全く異なる建築様式の歴史的建造物や街並みを見ることにより、多文化を知ることができた。」
「実際に現地を訪れて自分の目で物を見て、経験することで、新しい発見をするのが楽しくなり、充実した時間を過ごすことが出来ました。」
「自分に足りないものを知り、また強みを延ばすことが出来たということが全体を通じての一番の成果だと感じます。」
- 平成 27 年度:国際奨学事業受給者 3 名
渡航先:ベトナム、カンボジア
〈「得られた成果」についてのコメントから抜粋〉
「政治については本で知ることが出来るため、現地では暮らしを直に見てまわり話を聞くことが大事だと考え、できるだけ多くの民族に会い様々な質問に答えてもらうことに注力した。その結果、5つの少数民族と交流をもつことができた。」
「百聞は一見に如かずとはまさにこのことであると実感したとともに、視野を以前に増して広げることができた。」
「今回の研修で私が学んだのは、両国の歴史、政治問題や法律に関する内容が主だったが、それら研修の内容を通して、自分の今までの視点からは気付かなかった問題や対立を認識する力が備わったと感じている。また、自分が疑問を持ったことや関心を持ったことについて調べ、質問する意欲を得たと感じている。」
- 平成 28 年度:国際奨学事業受給者 6 名
渡航先:タイ、ラオス
〈「得られた成果」についてのコメントから抜粋〉
「海外と接点を持つ仕事に携わっていきたくて考えているので、そのような面からでも刺激を受けることができた。」
「民間企業、金融機関や行政機関の見学を通じて異なる文化の中働く上での考え方を学ぶことができたと感じている。」

「文化や習慣は異なるが、そこに住む人たちは温かく言葉の壁を越えれば、国境を越えた付き合いができるのだと実感した。」

●平成 29 年度：国際奨学事業受給者 10 名

渡航先：中国、台湾、カナダ、アメリカ

<「得られた成果」についてのコメントから抜粋>

「「兩岸四地」に対しての国際的、国内的理解を深めることができました。そして何より、年の近い海外の学生と互いの国について意見を交流できたことも何にも代えがたい成果です。」

「テレビや新聞のニュースを見聞きするだけでは得られなかった考えを学ぶことができた。」

「たった1ヵ月というかなり短い期間ではあったが、完全に母国語が使えない通じないという環境に身を置いたことで、確実に語学力は向上した。」

(出典：海外インターンシップ及び国際奨学事業活動報告書(抜粋))

資料 D-1-1-1-12 教員の出張報告 (一例)

10月6日から13日にかけて学生の海外インターンシップの引率でニューヨーク、ワシントンDC、ボストンを訪問した。10月6日(金曜日)はニューヨークで国連本部を訪問し、国連の制度やそれぞれの理事会の会議室などを見学した。英語によるガイドであったが、参加者はよく理解できた様子であった。7日(土曜日)は移動日でワシントンDCに移動した。8日(日曜日)は10日のマンスフィールド財団でのプレゼンテーションに備えて、現地でプレゼン内容のチェックを行なった。9日(月曜日)はコロンバスデー(祭日)であったので、連邦議会の職員の方に参加してもらい、内容に関する意見交換とプレゼンの英語のチェックと練習を行なった。10日は午前中、マンスフィールド財団でプレゼンを行ない、熊本地震に関する意見交換を行なった。午後からは連邦議会図書館を訪問し、職員に案内していただいた。その後、日立製作所を訪問し、日本企業のアメリカでの活動などについてレクチャーを受けた。11日は朝、連邦議会を訪問し、館内を案内してもらい、下院の審議を傍聴した。午後は世界銀行を訪問し、業務内容について説明を受けた。その日の午後、ボストンに移動した。12日はマサチューセッツ州立大学を訪問し、学生対応をお願いするとともに、現地で授業に参加している学部生、院生を面談した。

(出典：熊本大学旅費システム)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 海外インターンシップ派遣学生による報告会や国際奨学事業報告書における派遣学生の「得られた成果」の記述内容から、成果が上がっていると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣については、学生から提出される申請書の内容について、申請の目的、渡航先での活動予定、安全性などを審査し、さらに学業成績を加味するなど、拡大国際交流委員会において、公正かつ公平な選抜を行うよう毎回改善のための取組が行われている。(中期計画番号 40)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 国際交流委員会委員、学部長、副学部長及び海外インターンシップ担当教員で構成する拡大国際交流委員会で改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、全学の国際戦略に則り、グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターン

シップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに、学生の海外留学及び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている。これらの国際化に向けた活動の中でも、とりわけ海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、第一期中期目標期間では実施していない活動であり、また派遣先での活動に関する報告書の内容からも成果が上がっているが明らかであり、国際化に向けた活動として、改善・向上している。

V 管理運営に関する自己評価書

1. 管理運営の目的と特徴

- ・法学部では、法学部としての教育・研究・社会貢献・国際化等の機能を発揮することを目的として下記のような管理運営体制の下で活動を行っている。
- ・本学部の管理運営体制として、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、学部の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項、その他学部の教育又は研究に関する重要事項を審議している。また、社会貢献・国際化についても教員による委員会を組織して活動を行っている。
- ・事務組織として、教育研究推進部人文社会科学系事務課を置き、総務担当（3名）及び教務担当（2名）により教育研究のサポートを行っている。
- ・本学部在学生保護者で組織する法学部後援会を設置し、定期的に懇談会を実施し、要望のあった事項については適宜運営に取り入れている。
- ・学校教育法施行規則第172条に規定する教育情報を含め、本学部に係る教育研究活動の状況については、全学及び本学部ウェブサイトにて適切に公表している。
- ・本学部の教育研究活動の文・法学部棟については、平成21年度までに耐震化改修を完了しており、併せて安全管理・バリアフリー化の推進を図った。
- ・法学部図書室において、雑誌類を保管する書庫は開架制を取っており、学生が自由に閲覧し必要な資料を複写出来るようにしている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体を想定し、在校生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、受験生からは本学部の活動状況等の具体的情報を、広く、かつ迅速に発信すること、在学生の家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からは、大学・学部の各種情報を提供すること等の期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

- ・教育研究設備における安全面（耐震化等安全確保）及びバリアフリー化等が行き届いており、危機管理（災害発生時等）への対応も十分に行われている。
- ・学生・保護者等からの要望を聴取し、運営（改善）に反映される仕組みが構築されている。

【改善を要する点】

・文・法学部棟における未改修施設の老朽化や、音響機材・設備の陳腐化により教育面等において支障が生じているため、改善が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）

本学部においては、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、教育・研究に関する重要事項を審議している（資料 E-1-1-1-1）。教授会の下には委員会組織を置き、学部執行部、さらには全学委員会との連携を図っている（資料 E-1-1-1-2）。

また、事務組織として課長、副課長（2名）、総務担当（3名）及び教務担当2名）を配置している。さらに、学部の研究・教育の支援業務を分掌する研究事務室（法学部図書室）

に助手（1名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、学部内の関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している（資料 E-1-1-1-3）。

資料 E-1-1-1-1 法学部教授会の構成及び審議事項

<p>（構成）</p> <p>第2条 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>（1）法学部の専任の教授、准教授、講師及び助教</p> <p>（2）大学院法曹養成研究科の専任の教授及び准教授のうち、別に定めるところにより教授会が必要と認めたもの</p> <p>（3）大学院社会文化科学研究科の専任の教授及び准教授のうち、別に定めるところにより教授会が必要と認めたもの</p> <p>（審議事項）</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び学部長候補者の選考並びに教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。</p> <p>（1）学部の教育課程の編成に関する事項</p> <p>（2）学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学士の学位の授与に関する事項</p> <p>（3）その他学部の教育又は研究に関する重要事項</p>
--

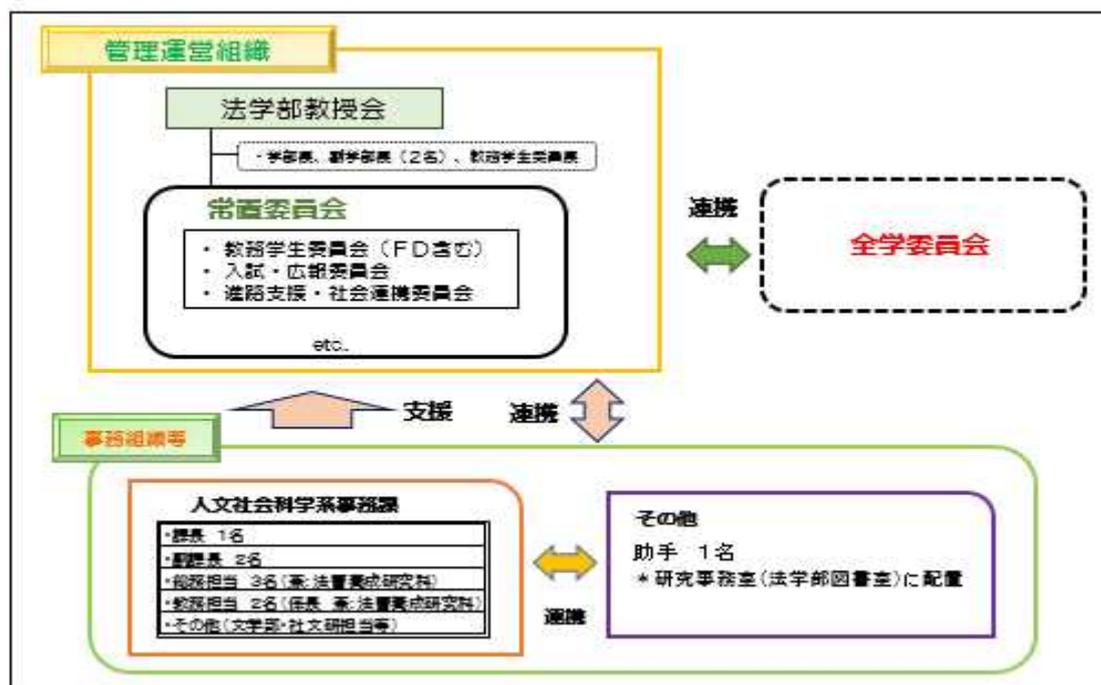
（出典：熊本大学法学部教授会規則）

資料 E-1-1-1-2 法学部常置委員会の状況（平成29年度）

名称	任期	委員数
・人事委員会	2年	5
・予算委員会	2年	4
・評価委員会	2年	6
・研究推進委員会	2年	5
・教務学生委員会（FD委員会含む）	2年	7
・入試・広報委員会	2年	7
・入試企画・小論文委員会	1年	6
・進路支援・社会連携委員会	2年	5
・国際交流委員会	2年	6
・人権・男女共同参画委員会	2年	4
・合同図書委員会	2年	5
・法学部男女共同参画推進委員会	2年	3

（出典：人文社会科学系事務課資料）

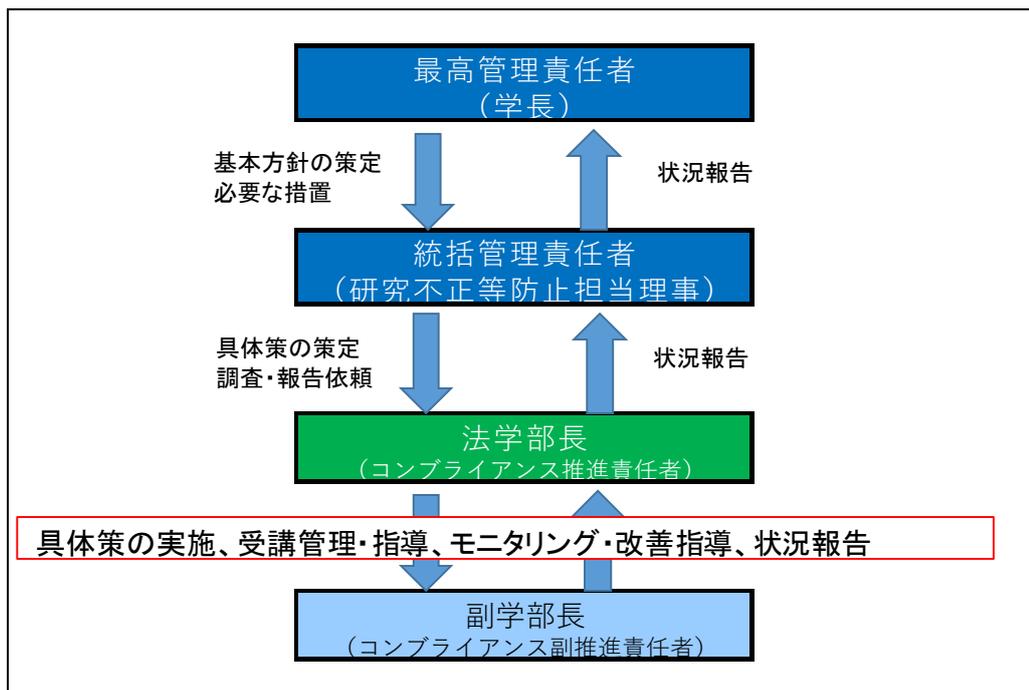
資料 E-1-1-1-3 管理運営組織と事務組織、関係委員会との関連図



(出典：人文社会科学系事務課資料)

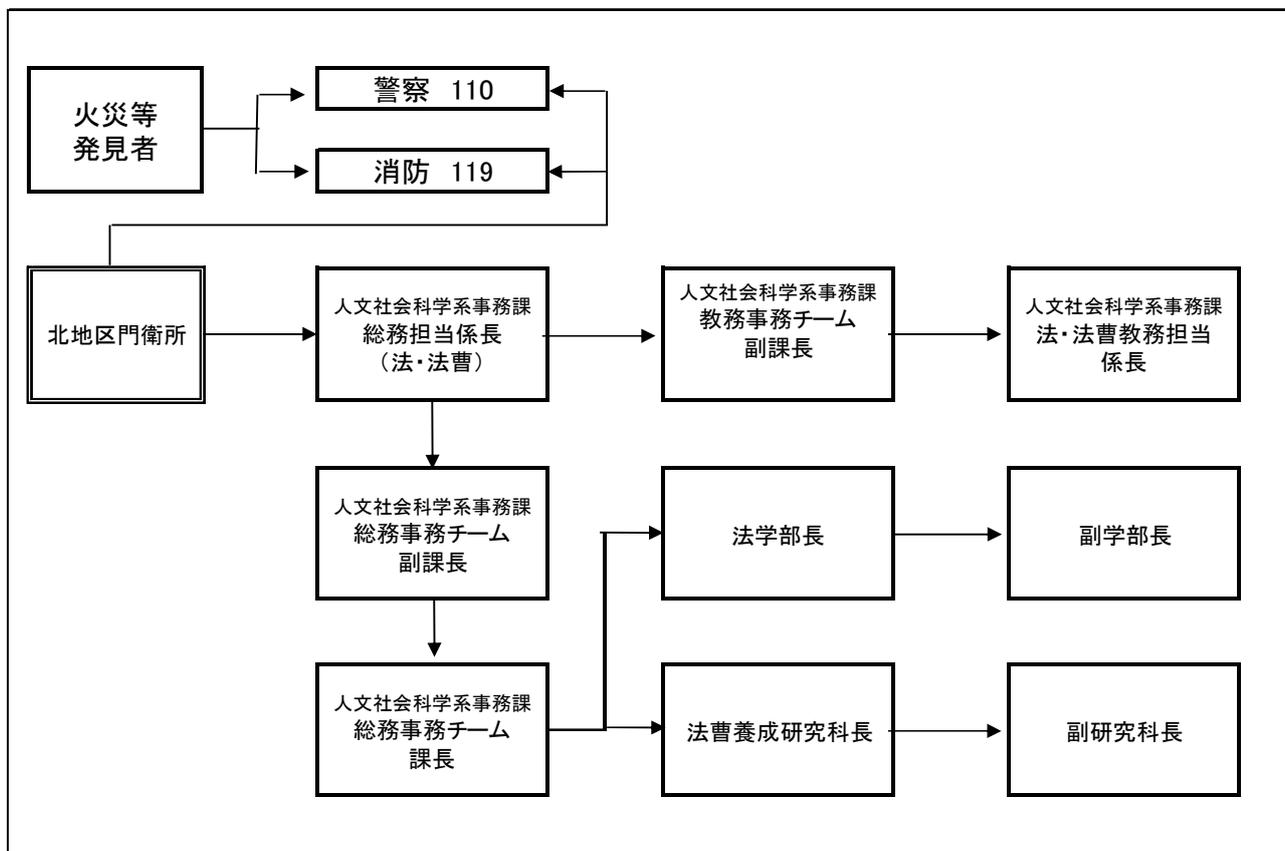
危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、本学部を含む人文系四部局において管理体制を構築している（資料 E-1-1-1-4）。また、災害への備えとしては、緊急連絡網を整備し不測の事態に備えるとともに（資料 E-1-1-1-5）、自衛消防組織を編成し、隔年で消防・防災訓練を実施しており、多数の学生・教職員（平成 29 年度は約 110 名）が参加している（資料 E-1-1-1-6）。（中期計画番号 78）

資料 E-1-1-1-4 法学部における研究不正の防止等に関する管理体制



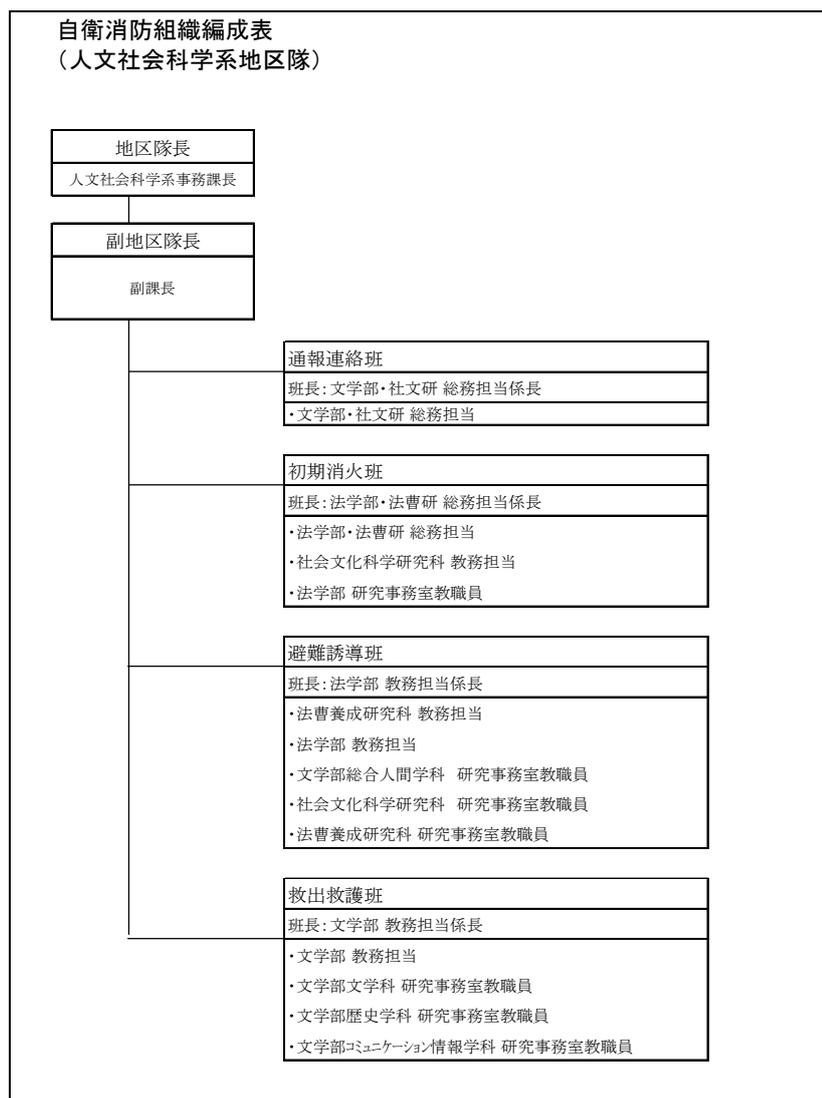
(出典：「熊本大学公正な研究活動及び公正な研究費の執行を推進する体制」より抜粋)

資料 E-1-1-1-5 災害発生時における緊急連絡網の整備状況



(出典：人文法学系における緊急連絡網)

資料 E-1-1-1-6 火災発生時の対応組織編成



(出典：自衛消防組織編成表(人文社会科学系地区隊))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は、教育課程、人事等に係る事項を審議する教授会を置き、その下に12の常置委員会を設置している(前掲資料 E-1-1-1-2)。教授会、常置委員会及び事務組織は有機的連携体制を構築しており、いずれの組織も適正な規模・機能を有している。また、危機管理面においても、研究費不正等のコンプライアンス及び災害への備え等に対し組織的に対応している。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

学生からの意見を聴取する場として、学長と学生との懇談会が例年定期的実施されている(資料 E-1-1-1-7)。各学部の学生代表が参加し、学習環境、生活面等様々な要望事項について意見交換を行っており、可能なものについては部局又は全学的に対応している。また、部局限りで対応可能な事項については、関係委員会等で検討の上、積極的に対応している。

また、本学部は、在籍する学生の保護者で組織する法学部後援会を設置し、当該役員と学部執行部による懇談会を定期的で開催し、保護者からの意見やニーズの把握に努め、運営に反映させている（資料 E-1-1-1-8）。

担当教員による高校訪問、OB、OG、企業訪問等の広報活動や就職支援活動を通じ、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からの本学部への期待や要望の収集に努めているほか、事務職員については、教授会、各種委員会等に担当者が陪席することにより、適時意見等を提示・提案している。

資料 E-1-1-1-7 学長と学生代表との懇談会における要望事項等の一例（法学部）

年度 (実施日)	事項	要望事項等
平成 26 年度 (H26. 12. 10)	単位認定について	外部試験で単位認定できる言語を増やすことはできないか。
	国際交流協定について	英語圏の他の大学との協定は進めているか。
	駐車場について	駐車場の拡大もしくは整備をしてほしい。
平成 27 年度 (H27. 12. 9)	TOEIC 受験料について	TOEIC 試験を無料受験もしくは受験料を援助してほしい。
	就職支援について	熊大 OB の就職に関する話を聞ける機会を設けてほしい。
平成 28 年度 (H28. 12. 13)	施設等について	語学教養の受講により、異国間の交流の機会が増え、海外の友人もできたという声が多くあるため、異国間交流の機会を増やしてほしい。
平成 29 年度 (H29. 12. 12)	食堂等について	昼食時には学食が混みすぎていて利用しづらい。食堂やカフェを増やしてほしい。
	駐車場等	駐輪スペースを増やしてほしい。

(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 E-1-1-1-8-① 法学部在学学生保護者の組織体制

<p>(名称) 第 1 条 本会は、熊本大学法学部後援会とする。</p> <p>(目的) 第 2 条 本会は、熊本大学法学部における教育事業を通じて、その教育効果を上げることを目的とする。</p> <p>(事務所) 第 3 条 本会の事務所は、熊本大学法学部（熊本市中央区黒髪 2 丁目 40-1）に置く。</p> <p>(事業) 第 4 条 本会は、次の事業を行う。 (1) 学校と家庭の連絡 (2) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事項</p> <p>(会員) 第 5 条 本会は、法学部に在学する学生の保護者で組織する。</p> <p>(役員) 第 6 条 本会は、次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 委員 若干名（内 2 名を常任委員とする。） (4) 会計監事 1 名 (5) 顧問 若干名</p>
--

(出典：法学部後援会会則より抜粋)

資料 E-1-1-1-8-② 法学部後援会総会の実施状況

年度	日時	場所	参加者数	内訳
平成 26 年度	26. 9. 3	くすの木会館レセプションルーム	13 名	役員 9, 学部 4
平成 27 年度	28. 1. 12	くすの木会館レセプションルーム	15 名	役員 10, 学部 5
平成 28 年度	29. 3. 6	くすの木会館和室	17 名	役員 11, 学部 6

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 E-1-1-1-8-③ 平成 29 年度法学部後援会総会での意見交換例

後援会入会率について	
保護者	以前、後援会の入会率がよくないとの意見が出されていたが、何か対策は講じたのか。
学部	入会案内文書の説明をわかりやすくし、未加入の保護者あてに再度、入会のお願い文書を送付した。

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は、学生及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に在学生保護者に関しては、学部執行部と保護者代表との意見交換を実施し、情報提供・収集に努めており、可能なものについては適宜運営に反映させている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

学部長及び副学部長は、教育研究・管理運営に係る全学委員会等、大学運営の根幹となる主要委員会の構成員となっている。また、本学部は 14 の常置委員会を設置し、執行部以外の構成員は役職を問わず延べ約 60 名が委員会業務に携わっている。常置委員会委員長は概ね関連する全学委員会委員を兼ねており、執行部と同様、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から学部の運営・管理を行うことにより、組織としての資質向上に努めている(資料 E-1-1-1-9)。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授会で個別に報告が行われ、周知されている。

また、全学教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修の受講や、事務職員については、各職域に応じた研修の受講を組織として積極的に推進しており、学内はもとより学外への研修にも多数参加する等、資質の向上と自己研鑽に努めている(資料 E-1-1-1-10)。(中期計画番号 64)

資料 E-1-1-1-9 常置委員会委員が所属する主な全学委員会(平成 29 年度)

全学委員会の名称	関連する学部委員会
教務委員会	教務学生委員会(委員長)
教務委員会教員養成課程専門員会	教務学生委員会(委員長)
FD 委員会	教務学生委員会(FD 担当)
学生委員会	教務学生委員会(学生担当)
進路支援委員会	進路支援・社旗連携委員会(委員長)
入学試験委員会	入試・広報委員会(委員長)
同和人権問題委員会	人権・男女共同参画委員会
保健センター運営委員会	教務学生委員会(学生担当)
総合情報統括センター運営委員会	入試・広報委員会
セクシャルハラスメント防止委員会	人権・男女共同参画委員会
教職課程協議会	教務学生委員会

教養教育機構運営会議	教務学生委員会(委員長)
附属図書館運営委員会	予算委員会
ICT 戦略会議情報セキュリティ専門委員会	入試・広報委員会(広報担当)

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 E-1-1-1-10 事務職員（人文社会科学系事務課）の研修受講状況

職名	参加者数(人)*		主な研修プログラム(主催)
	平成28年度	平成29年度	
事務課長	0	2	・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修(学内) ・情報セキュリティ研修(事務部門指導者コース)(学内)ほか
副課長	1	4	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修(学内)ほか
係長	2	0	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内)
主任	1	0	・熊本大学学務系職員研修会(学内)
係員	9	5	・新採用事務職員研修(学内) ・採用2年次事務職員フォローアップ研修(学内) ・採用3年次事務職員フォローアップ研修(学内) ・熊本大学中堅職員研修(学内) ・熊本大学学務系職員研修会(学内) ・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・九州地区学生指導研修会(学外) ・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・共通スキル育成研修「英語研修(海外集中レッスン型)」(学内)
事務補佐員	0	0	
計	12	11	*参加者数は延べ人数

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準)期待される水準にある。

(判断理由)本学部教員は、全学の政策決定過程へ参画等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても毎年職域ごとに学内外の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点到に係る状況)

本学部では、組織の活動の活性化を目的として、全学的な自己点検・評価として「組織評価」を定期的(第1回：平成19年度、第2回：平成26年度、第3回：平成30年度予定)に実施し、公表している(資料E-1-2-1-1)。

また、全学的に実施される法人評価及び認証評価のための自己点検評価も定期的を実施しており、法学部評価委員会を中心に組織的取り組みを行っている(資料E-1-2-1-2)。

同様に全学的な自己点検・評価として、教員の個人活動評価を実施している。本評価は各教員が教育・研究・社会貢献・管理運営の各領域について毎年度目標を立て、年度終了時にその達成状況を自己評価し、さらに3年サイクルで部局長が各教員の評価を行う制度であり、各教員の資質向上を図るとともに、組織としての教育・研究の活性化に繋がっている（資料 E-1-2-1-3）。（中期計画番号 70, 72）

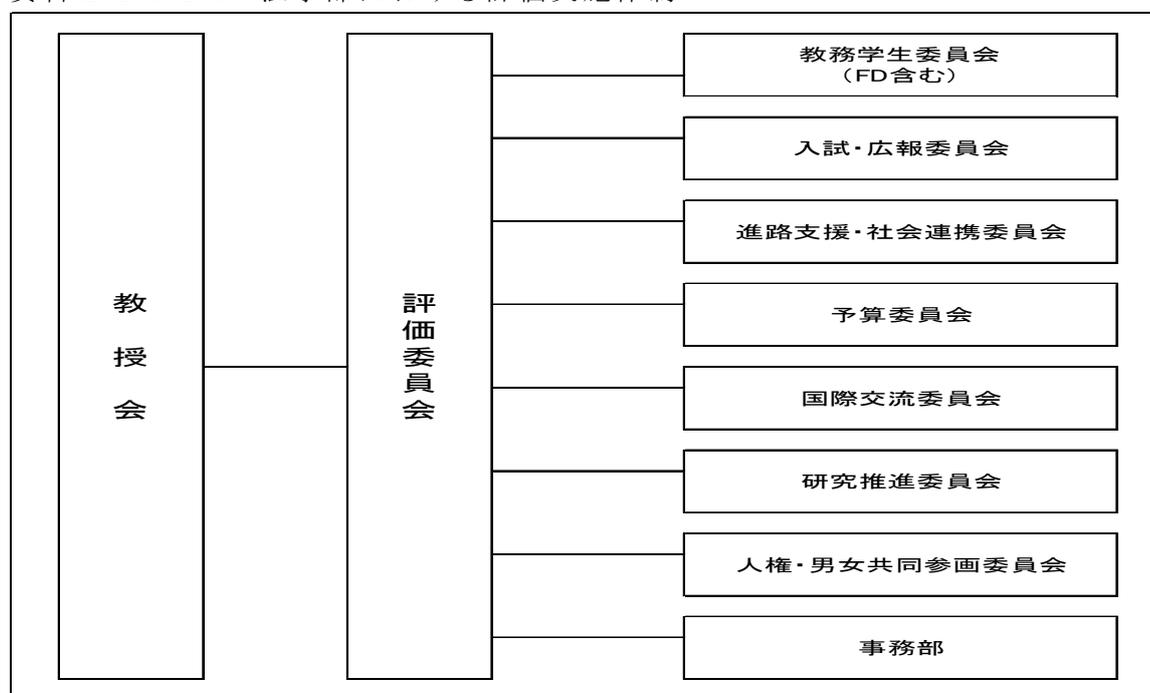
資料 E-1-2-1-1 熊本大学組織評価における評価項目等（第2回実施分）

<p>I 組織の現況及び特徴</p> <p>II 教育の領域に関する自己評価 1.教育の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p> <p>III 研究の領域に関する自己評価 1.研究の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p> <p>IV 社会貢献の領域に関する自己評価 1.社会貢献の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p>	<p>V 国際化の領域に関する自己評価 1.国際化の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p> <p>VI 男女共同参画に関する自己評価 1.男女共同参画の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p> <p>VII 管理運営の領域に関する自己評価 1.管理運営の目的と特徴 2.優れた点及び改善を要する点の抽出 3.観点ごとの分析及び判定 4.質の向上度の分析及び判定</p>
--	--

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujuhou/kihonjoho/hyouka/hyouka>

（出典：熊本大学ウェブサイト）

資料 E-1-2-1-2 法学部における評価実施体制



（出典：法学部教授会資料）

資料 E-1-2-1-3 法学部教員の個人活動評価の状況

この要領は、「教員の個人活動評価実施要項」に基づき、法学部において教員個人活動評価を実施するための必要な事項を定める。

1 評価領域

教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域とする。

2 目標の提示

学部長は、教員に学部の目標を提示する。(別紙参照)

3 活動目標及び努力配分

教員は、学部長が示す目標及び過去の実績を踏まえて、評価領域ごとに活動目標と努力配分を設定し、指定された期日までに「個人活動評価書データ」(TSUBAKI)に記載する。

(ア)教員の努力配分は、原則として次のように設定する。

評価領域	教育	研究	社会貢献	管理運営
(%)	30～50	30～50	0～15	5～15

(*)①各評価領域の合計が100となるように設定する。

②教員は、毎年度、各評価領域ごとに年度ごとの取組方法や具体的プロセス等を年度計画としてまとめ、指定された期日までに「個人活動評価書データ」(TSUBAKI)に記載する。

(出典：法学部教員の個人活動評価実施要領(抜粋))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は組織評価を実施し、評価結果については本学ウェブサイトにて公表している。また、各教員は毎年度、教員個人活動評価を実施し、組織における教育・研究活動の活性化に繋げている。なお、本学部教員の評価データ入力率は100%である。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会(毎年度及び第1期：平成21年度、第2期：平成28年度)に、認証評価(第1回：平成21年度、第2回平成27年度)は認証評価機関に定期的に評価を受けている(資料E-1-2-1-4)。また、平成26年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行なっている。(中期計画番号70, 71)

さらに、評価とは直接の関係にはないが、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている(前掲資料E-1-1-1-8)。

資料 E-1-2-1-4 第2期中期目標期間(教育研究の状況)における評価項目

教 育		研 究	
I	法学部の教育目的と特徴	I	法学部の研究目的と特徴
II	「教育の水準」の分析・判定 分析項目 I 教育活動の状況 分析項目 II 教育成果の状況	II	「研究の水準」の分析・判定 分析項目 I 研究活動の状況 分析項目 II 研究成果の状況
III	「質の向上度」の分析	III	「質の向上度」の分析

(出典：第2期中期目標期間評価における学部・研究科等の現況調査表)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関(第1回は大学評価・学位授与機構)に定期的に評価を受けている。また、平成26年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行っている。さらに、在学生保護者による後援会を設置し、本学部の

運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

全学的に実施する自己点検・評価である組織評価において、第1回評価実施後、主に改善を要する事項として評価した項目を中心に、学長から学部長へ改善勧告が出された。これを受け、本学部では課題の把握に努めるとともに、その後複数年にわたるフォローアップにより改善の取組みを行った。また、教員の個人活動評価においては、3年ごとの部局長による評価の際、評価結果としてコメントを付して各教員へフィードバックしている。

(中期計画番号 70)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

自己点検・評価実施に際しては、その評価結果に基づき、改善に向けた取組みを行っている。組織評価においては複数年にわたるフォローアップを行い、教員の個人活動評価においては、部局長から各教員へ対し評価結果を通知する際、コメントを付してフィードバックしている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部の目的は、熊本大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している(資料 E-1-3-1-1)。また、構成員(教職員及び学生)に対しては、各年度作成する学生便覧に掲載し周知を図っており、新入生に対してはガイダンス実施時に周知を図っている。(資料 E-1-3-1-2)。なお、学生便覧については毎年度全ての構成員に配布している。(中期計画番号 72)

資料 E-1-3-1-1 法学部の目的の公表例①



(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 E-1-3-1-2 法学部の目的の公表例②

目 次	
I 法学部履修案内	
1 法学部の人材養成目標	1
2 法学部の教育目的	1
3 法学部の構成	2
4 法学部の学位授与・カリキュラム編成の方針	5
5 授業科目	7
6 履修に際しての注意事項	9
7 熊本大学法学部の教育方法	10
8 卒業要件	12
9 試験及び単位の認定	15
(* 以下略)	

(出典：法学部学生便覧)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部の目的は、大学ウェブサイトにて広く社会に公表しており、学部内においては、学生便覧に掲載することにより周知に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部における入学者受入方針(アドミッションポリシー)については、学生募集要項、本学部ウェブサイト及び法学部案内(パンフレット)等により、受験生に限らず広く社会に公表・周知している(資料 E-1-3-1-3)。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイトにて公表するとともに、毎年度作成し全構成員へ配布する法学部学生便覧に記載し、周知を図っている(前掲資料 E-1-3-1-2、資料 E-1-3-1-4)。

(中期計画番号 72)

資料 E-1-3-1-3 本学部アドミッションポリシーの公表例

熊本大学法学部 KUMAMOTO UNIVERSITY FACULTY OF LAW

学部長挨拶、沿革
教員紹介
コース・カリキュラム紹介
学習支援
入試情報
進路情報
研究成果
国際交流
学生・教員リレーエッセイ
熊本法学部 Q&A
ギャラリー
リンク集
ENGLISH

入試情報

アドミッションポリシー 入試目標 推薦入試・AO入試制度

オープンキャンパス・体験入学 出前授業・研究基盤訪問

アドミッションポリシー

地方中核大学の法学部として国際化・国際化・高度化などが進む21世紀において地域社会・国際社会に貢献できる個性ある学部づくりを目指す本学部は、4年一貫の少人数教育を重視するとともに、学生の主体的・積極的な学習を大切にするカリキュラムを提供しています。このような観点から、本学部は、次のような能力・資質をもった人を求めています。

- 1 法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎能力をもっている人
- 2 他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なる意見を謙虚に耳を傾ける人
- 3 自分の関心に基づき論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人
- 4 公正・公平を追求する心、地域のおよび国際的な感覚をもっている人
- 5 社会や公共、とりわけ自分が生まれ育ち又は生活する地域社会における諸問題に対して、広範な知見の収集、他者との議論や対話を通じて解決策の提示を行う意欲のある人

法学部では幅広い基礎能力に加えて、以下のように考えられています。法学部の教育目的は「社会に生じる具体的な問題を解決しうる基礎的能力を育成すること」にあります。現代社会は多様で複雑であり、そこに生じる問題もまた多様で複雑です。入学後そのような諸問題に対する関心を育し深めてゆくには、高校段階で授業科目がどうかにかかわらず、文系科目全般をはじめ理系科目や技術系科目などにも興味を有していることが望まれます。

(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 E-1-3-1-4 本学部ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの公表例

平成30年4月1日現在

		卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	入学者受入の方針 (アドミッション・ポリシー)
法学部	学部全体	法学部は、学士課程教育において、法的または政策的に「考える力」「表現する力」「行動する力」を用いて、社会に生起する具体的な問題を解決しうる基礎的能力を養育する人材の育成を目的としています。このことを踏まえ、本学が定める卒業認定を達成すべく編成された教育課程を修了し、所定の単位を修得したものに、本学の学位を授与します。	法学部の教育は、具体的には以下のような能力の育成を目的としています。 1. 少人数の演習や双方向的授業を通じて培われる、法的ないし政策的に「考える力」「表現する力」「行動する力」の育成 2. 現代社会の方向性、発展の社会に生起する問題に対応しうる基礎的能力の育成 3. 法的な考え方や政策的な考え方の基本を理解した上で、法的思考や政策的思考の社会的役割と限界を認識する力の育成 4. 幅広い視野と総合的判断力をもって、法的ないし政策的な考え方を自ら批判的に展開する能力の育成	1. 地方中堅大学の法学部として情報化・国際化・高齢化などが進む社会において地域社会・国際社会に貢献できる優秀な人材の育成を目指す本学部は、4年一貫の少人数教育を重視するとともに、学生の主体的・積極的な学習を大切にするカリキュラムを提供しています。このような観点から、本学部は、次のような能力・資質をもつた人を求めています。 1. 法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人 2. 他者・社会・公共への関心を持ち、他人の異なる意見を謙虚に耳を傾ける人 3. 自分の調べた事柄に基づいて論理的に思考し、意見を述べられる人 4. 公平・公正を追求する心、積極的な学びの態度をもち、責任感をもつ人 5. 社会や公共、とりわけ自らが生れ育ち又は生活する地域社会における諸問題に對して、広範な知見の収集、他者との議論や対論を通じて解決策の提示を行う意欲のある人
	法学部	法学部アドバンスリーダーコースは、学士課程教育において、「国際社会・地域社会で生起している様々なレベルでの紛争の解決に必要な基礎的能力を備えた人材の育成」及び「法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の育成」を目的とし、特に「法的」及び「政策的」な視点から、「法的」及び「政策的」に考え、意見を述べ、行動する基礎的能力、平反を様々な法領域に関する知識とそれらに裏付けられた政策の立案、形成を通じて、国際社会・地域社会で生起している様々なレベルでの紛争の予防・解決に向けたリーダーとなる基礎的能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、以下に示す卒業認定を達成すべく編成された教育課程を修了し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与します。	体系性：法学各分野の学際体系を基礎として科目群を構成して、国際・地域社会における紛争の予防・解決に向けた基礎的能力を養成する学際課程を体系的に修得できるように教育課程を構成している。 相補性：1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学習した上で3・4年次では選修科目の教育により国際社会・地域社会で生起している様々なレベルでの紛争を解決しうる専門的な職業を身につけるように配置された科目を履修する。 国際化（道徳への対応）：国際機関、国際企業、地方と公務員、法律系公務員などへの就職、法科大学院等への進学、資格試験の受験を志望する学生を対象として必要な科目群を設定し、学生の進路志向に即した教育を行う。	法学部は幅広い基礎学力に関して、以下のように求めています。法学部の教育目的は「社会に生起する具体的な問題を解決しうる基礎的能力を養成すること」にあります。現代社会は多様で複雑であり、そこに生起する問題もまた多様で複雑です。入学者のような問題に対する関心を養い、適切な知識とスキルを身につけること、また、異なる意見の収集、他者との議論や対論を通じて解決策の提示を行う意欲のある人
	法学部	法学部法学・公共政策学コースは、学士課程教育において、「企業法に必要となる基礎的能力を備えた人材の育成」及び「公共政策の形成に必要な実践的基礎的能力を備えた人材の育成」を目的とし、特に「法的」及び「政策的」に考え、意見を述べ、行動する基礎的能力、すなわち憲法精神の理解・運用とそれらに裏付けられた政策の立案、形成を通じて社会の具体的な問題を解決しうる基礎的能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、以下に示す卒業認定を達成すべく編成された教育課程を修了し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与します。	体系性：各分野の学際体系を基礎として科目群を構成して、法学・公共政策学を体系的に修得できるように教育課程を構成している。 相補性：1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学習した上で3・4年次では選修科目の教育により公共政策学の専門的な職業を身につけるように配置された科目を履修する。 国際化（道徳への対応）：主に企業・公務員などへの就職を志望する学生を対象として、必要な科目群を設定し、学生の進路志向に即した教育を行う。	

完了

(出典：熊本大学ウェブサイト)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 入学者受入方針 (アドミッションポリシー) については、学生募集要項等により、受験生をはじめ広く社会に公表・周知している。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイト及び法学部学生便覧にて公表し、周知を図っている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動等についての情報 (学校教育法施行規則第 172 条に規定される事項を含む。) が公表されているか。

(観点に係る状況)

熊本大学における教育研究活動の情報については、大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校教育法施行規則第 172 条に規定する各項目をもれなく網羅するものである (資料 E-1-3-1-5)。さらに、本学部の教育研究活動状況等については、法学部ウェブサイトにおいて適切に公表している (資料 Z-1-3-1-6)。(中期計画番号 72, 74)

資料 E-1-3-1-5 熊本大学における教育情報の公表に係るウェブ・コンテンツ



教育情報の公表	
1. 【大学の教育研究上の目的に関すること】 ・教育研究上の目的	2. 【教育研究上の基本組織に関すること】 ・学科の名称、収容定員数
3. 【教育組織等に関する情報】 ○教育組織について ・全学の教育研究組織 ・全学の管理運営体制 ・教養教育の実施体制(学部共通) ・教育組織内の教育等に関する実施体制 ・効果的な教育を行うため組織的な連携について ○教員(専任教員)の数 ・職種、男女別 ・年齢構成 ○教員の業績 ・熊本大学研究者情報 ・熊本大学教員情報	4. 【学生に関する情報】 ・入学者に関する受け入れ方針 ・入学者の数 ・収容定員数 ・在学する学生数 ・卒業後の進路 ・編入学の状況
5. 【教育課程に関する情報】 ・年間の授業計画(シラバス) ・授業法改善への取り組み ・年次別カリキュラム	6. 【学修成果に係る評価等に関する情報】 ・学修成果に係る評価 ・卒業に必要な要件 ・取得可能な学位 ・取得できる免許資格
7. 【学修環境に関する情報】 (略)	8. 【学生納付金に関する情報】 (略)
9. 【学生支援と奨学金に関する情報】 (略)	10. 【その他の公表情報】 (略)
11. 【外部評価実施状況】 (略)	12. 【学部・研究科等の設置に関する情報】 (略)
13. 【教育課程を通じて修得が期待できる知識・能力の体系】 ・学位授与の方針・カリキュラム編成の方針	

(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 E-1-3-1-6 本学部における教育研究活動の公表状況



法学部における教育研究活動等の公表状況

<ul style="list-style-type: none"> ●教員紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・学部長挨拶・沿革 ・教員一覧 	<ul style="list-style-type: none"> ●進路情報 <ul style="list-style-type: none"> ・進路支援の概要 ・進路状況の概要 ・卒業後の進路 ・卒業生の声
<ul style="list-style-type: none"> ●コース・カリキュラム紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・学科・コース制 ・カリキュラム概要 ・授業紹介 ・学年歴 時間割 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究成果 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本法学 ・人文社会論集 ・熊本大学法学会叢書 ・地域連携フォーラム叢書/21世紀地方自治叢書
<ul style="list-style-type: none"> ●学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学習環境 ・法学部振興会 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流 <ul style="list-style-type: none"> ・留学制度 ・海外インターンシップ ・短期留学プログラム
<ul style="list-style-type: none"> ●入試情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッションポリシー ・入試日程 ・推薦入試・AO入試制度 ・オープンキャンパス・体験入学 ・出前授業・研究室訪問 	

(出典：熊本大学法学部ウェブサイト)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学校教育法施行規則第 172 条に規定される項目を含む教育情報については、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。さらに本学部における教育研究活動については、本学部ウェブサイトに適切に公表している。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

分析項目VI 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

教育研究活動は、主に文・法学部棟を拠点に展開しており、それぞれ有効に活用している(資料 E-1-4-1-1)。また、耐震化への対応として、文・法学部棟は本館第 I 期改修を平成 20 年度に、本館第 II 期改修を平成 21 年度に終えており、全ての建物について耐震化に対応している。バリアフリー化についても、ほぼ全ての出入口にスロープを整備するとともに、多目的(障がい者用)トイレ及びエレベーターも併せて設置している(資料 Z-1-4-1-2)。安全面に関しては、全ての出入口で夜間等自動施錠システムを導入しており、併せて、警備員による夜間巡回も実施している。平成 25 年度は、法学部図書室の夜間開室等に伴う防犯対策として、新たに非常時警報装置を設置した。

平成 29 年度には防犯カメラを文法棟内の適切な場所に設置した。(中期計画番号 75)

資料 E-1-4-1-1 文・法学部棟における施設・設備の状況(法学部関連)

区分	室名	面積
講義室	A-1 講義室	257 m ²
	A-2 講義室	165 m ²
	A-3 講義室	165 m ²
	B-1 講義室	305 m ²
	B-2 講義室	177 m ²
	B-3 講義室	177 m ²
	共同実習室	41 m ²
教員室	学部長室	42 m ²
	教員室(33 室)	693 m ²
ゼミ室等	自主ゼミ室 1	27 m ²
	自主ゼミ室 2	31 m ²
	自主ゼミ室 3	28 m ²
	学生ロビー	47 m ²
	リフレッシュルーム	53 m ²
	自習室	50 m ²
	法学部教育プロジェクト推進室	20 m ²
	ミーティング室	13 m ²
図書室	書庫	42 m ²
	洋雑誌・洋判例室	43 m ²
	和雑誌・和判例室 1	63 m ²
	和雑誌・和判例室 2	84 m ²
	和雑誌・和判例室 3	63 m ²

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 E-1-4-1-3 文法棟における無線 LAN のアクセスポイント



(出典：総合情報基盤センター資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 文・法学部棟においては、南棟の LAN 配線改修や、学内無線 LAN のアクセスポイントを多数設置し、ネットワーク環境の整備を図り、ICT 環境の充実に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部には法学部図書室が整備され、雑誌、判例集、法令集、統計資料等の雑誌資料を保管している。雑誌類を保管する書架は開架制を取っており、学生でも自由に閲覧が可能となっている。また、図書室内には複写機 4 台を設置し、その場で必要資料の複写を行うことが出来る。図書室の開室時間等は、学生のニーズ・要望等に合わせて随時見直しを図っており、学生等に有効に活用されている(資料 E-1-4-1-4、資料 E-1-4-1-5、資料 E-1-4-1-6)。(中期計画番号 14)

資料 E-1-4-1-4 法学部図書室の開室時間等

開室時間	・10:00 ~ 17:00 (水曜日は21:00まで)
	<ul style="list-style-type: none"> * 18時以降の夜間開室は授業期間のみ。 * 昼休み時間(0:00~13:00)も開室している。
利用対象	・法学部、法曹養成研究科及び社会文化科学研究科の学生及び教職員
	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書を提出すれば他学部教員、学生も利用可
スタッフ	・法学部助手1名、有期雇用職員1名
	<ul style="list-style-type: none"> * 夜間は有期雇用職員(大学院学生)が対応している。

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 Z-1-4-1-5 法学部図書室の各室面積

室名	和雑誌・ 和判例室 1	和雑誌・ 和判例室 2	和雑誌・ 和判例室 3	洋雑誌・ 洋判例室	書庫
面積	63 m ²	84 m ²	63 m ²	43 m ²	42 m ²

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 E-1-4-1-6 法学部図書室における購入図書数

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
和書	21	14	48	10
洋書	39	34	33	36
雑誌	1,483	1,472	1,397	1,327

(出典：法学部研究事務室資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部図書室は、法学部研究事務室の管理の下、雑誌、判例集、法令集、統計資料等を系統的に整備している。また、利用する学生等に対しても様々な便宜を図っており、有効に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

本学部における自主学習環境として、法学部学生自習室、自主ゼミ室及び教育プロジェクト推進室等を整備している(資料 E-1-4-1-7)。自習室には、キャレル付きの個人学習スペース 24 席を整備し、授業の予習復習、各種資格試験等の自習学習スペースとして有効に活用されている。また、自主ゼミ室、プロジェクト推進室はグループ討論に、学生ロビーは学生の自習室・談話室として利用されている。また、各室とも無線 LAN を整備し、夜間も 22 時まで開放している。(中期計画番号 14)

資料 E-1-4-1-7 法学部における自主学習環境の整備状況

室名	面積	収容(座席)数	用途	開放時間
法学部学生自習室	50 m ²	24 名	学生自習室(キャレル付) ※無線LAN有り	8:00~22:00
自主ゼミ室1~3	27~31 m ²	各室 約 20 名	グループ学習 自主ゼミ等	8:00~22:00
教育プロジェクト推進室	20 m ²	約 10 名	グループ学習 自主ゼミ等	8:00~22:00
学生ロビー	47 m ²	39 名	学生自習室 談話室	8:00~22:00

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部における自主学習環境として、学生自習室、自主ゼミ室等を整備し、有効に活用されている。上記以外においても、授業の空き時間は各講義室も開放しており、学生の予習・復習等に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

- (1) 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。
 (判定結果) 改善・向上している。
 (判断理由) 事務組織については、平成 22 年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第 1 期中期目標期間（以下、第 1 期。）に比して大幅な効率化・合理化を図った。危機管理については、消防・防災訓練の実施（平成 23、25 年度）やコンプライアンス体制の構築等、第 1 期にはなかった新たな取組みを行った点等において、改善・向上していると判断する。
- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関に定期的に評価を受けている。また、平成 26 年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行っている。さらに、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 教育情報の公表については、熊本大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校法施行規則第 172 条に規定する各項目をもれなく網羅している。さらに本学部の状況については、ウェブサイトにおいて、教育研究活動その他について適切に公表している。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織泳ぎ教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 施設・設備の状況については、建物整備（耐震化・バリアフリー化等）、ICT 環境、図書室、自主学習環境ともに整備・充実を図っている。特にバリアフリー化については第 1 期（平成 21 年度）の建物改修により、十分な整備が行われている。また、ICT 環境についても、第 1 期に比して学内無線 LAN の増設等によるネットワーク環境の整備が図られている。以上のことから、質を維持していると判断する。

VI 男女共同参画に関する自己評価書

1. 男女共同参画の目的と特徴

法学部の男女共同参画についての目的は、熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標（男女共同参画社会の実現を目指した就労・就学環境整備、人材育成、教育・研究の充実）と基本方針に基づき、全学的取組みへの参加と協力を通じて「全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進して行くこと」（同基本計画）に寄与することにある。

部局として策定した「熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針」（平成20年2月20日）は、全学「基本計画」を踏まえ、①男女の機会均等の実現、②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進、③就労・就学と家庭生活との両立支援、④政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、⑤男女共同参画を推進する教育・研究の充実、⑥ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供、⑦推進体制の整備によって構成されている。全学的取組みへの参加と協力を謳うとともに、新規採用の女性教員割合の数値目標の設定（平均3割超）、教員の公募要領への男女共同参画事項の明示、「育児に係る研究支援事業」の人文・社会科学分野および男性研究者への対象者拡大、専門教育におけるジェンダー関連科目の開設、女性教職員への職務配分の偏りの是正など、全学的にも率先事例や問題提起となる項目が盛り込まれた点に特徴がある。これらの項目のいくつかは、平成21年度において学部レベルまたは全学レベルで実現され、第2期中期目標期間を通じて維持されている。

部内の推進体制として「法学部男女共同参画推進委員会」を設け、全学への進捗状況報告に合わせて、毎年度の取組みと状況確認作業を行っている。委員構成に関して、部局構成員全体に目配せできるように委員3名のうち1名を事務系職員としている点が特徴である。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、在学生および教職員からは、性別にかかわらずその個性と能力が十分に発揮できる教育・研究・就労・就学にかかる内容の充実と環境の整備が期待され、地域社会や様々な事業体からは、男女共同参画についての見識を持ち社会で活躍できる人材の育成が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

新規教員採用における女性割合についての数値目標（3割）を大幅に上回り、教員構成全体でもクリティカル・マスといわれる3割の水準に達している点。平成27年度に女子の准教授を2名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している。

【改善を要する点】

各観点に照らし、特に改善を要する点はみあたらない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 方針等に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること。

観点 男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点到に係る状況）

熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針（資料 Z-1-1-1-1）に沿い、男女共同参画に関する全学レベルでの政策形成と取組みに参加・協力することを通じて、就労・就学環境の整備に努めた。現在、大学全体の取組みとして、学内保育施設の運営、病児保育事業、育児に係る研究支援事業、育児・介護支援などの休業制度・短時間勤務制度・特別有給休暇制度、ハラスメント相談、介護相談など、様々な事業が展開されている。

「全学的な男女共同参画推進フォーラム」をはじめ全学が主催・共催するシンポジウム等に参加するとともに、学部長裁量経費などにより、日本学術会議主催「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」などにも参加して情報収集と課題の理解に努めてきた。

学部独自の試みとして公募要領に男女共同参画視点からの記述を設けたが、その後全学レベルでも同様の措置が採用され、今日にいたっている（資料 Z-1-1-1-2）。数値目標として掲げた新規採用に占める女性の割合については、現在までのところ目標を上回っており、教員構成でも3割に達した（資料 Z-1-1-1-3）。これは、他の国立大学の法学系部局と比較しても高い水準にある。（中期計画番号 54, 55）

資料 Z-1-1-1-1 熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針

熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針

平成20年 2月20日 策定

本指針は、熊本大学男女共同参画推進基本計画(平成19年3月策定)の目標、方針に基づき、法学部における取り組みについて今後の検討課題も含め定めるものである。

指針の策定に当たっては、熊本大学男女共同参画推進計画の基本方針に沿うと同時に、国立大学法人熊本大学次世代育成支援行動計画(平成17年3月3日策定)などワーク・ライフ・バランスの視点も含め検討を行った。もとより、一部局としての取り組みには限界があり、全学的取り組みへの参加と協力が主な内容とならざるをえないが、本指針を策定することにより「大学及び各部局はこれを基にして、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくこと」(基本計画)に寄与しようとするものである。

1 男女の機会均等の実現

①採用、昇進、給与、研修、OJTの機会の平等、積極的是正措置の導入等

・教職員の募集に際して、積極的な広報を行い、優秀な女性の応募数の増加を図る。

法学部では従来から「人事を具体的にを行うにあたって特に考慮すべき事項」として「女子学生の増加及び男女共同参画社会への動向を視野に入れる」としてきた。今後、教員公募にあたっては、他大学の事例も参考にしながら、男女共同参画の視点を堅持していることを対外的にも明示するよう具体的な検討を行う。

・教職員の業績評価に当たっては、男女を問わず出産、育児、介護等に從事したことを考慮する。

②学内外の女性教職員のネットワーク作りと参加の全学的取り組みを促進する。

2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進

①全学計画が掲げる取り組みに関して、参加・協力・促進する。

②制度・運用の検証・見直しにあたっては、性別による委員指定など、事実上女性教職員への職務配分の偏りが生じている場合があり、この点についての全学的対応も合わせて求めていく。

3 就労・就学と家庭生活との両立支援

①全学計画に掲げられる取り組みを支持し、促進する。

②熊本大学次世代育成支援行動計画の趣旨を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを保障する職場環境・雰囲気醸成に積極的に取り組む。

③前項②の実現のために、新たな職務の付加にあたっては、人的手当てまたはスクラップ・アンド・ビルド等によって、学部全体ならびに教職員一人当たりの適正な仕事量の維持に努める。

④全学の「育児に係る研究支援事業」が自然科学分野の女性研究者に限定されている点に関して、人文、社会科学分野、また男性研究者にも対象を広げるよう働きかける。

4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①新規採用の女性教員の割合の数値目標を全学の計画期間(平成28年まで)平均3割超(社会科学博士課程女子学生の割合32.2%を参考にした)と定め、教員構成比の割合の増加につなげる。

②学部長は、女性教職員との懇談の場を設けるなど、女性教職員の意見を学部運営に反映するよう努める。

③幹部教職員の女性比率の向上、性別による偏見のない教職員の業績評価など全学の取り組みを支持し促進する。

5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実

「ジェンダーと法」などジェンダー関連専門科目の開設を検討する。また、そのための経費を通常枠とは別に全学的に措置するよう働きかける。

6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供

①全学が行う男女共同参画推進に関する定期的な実態調査、情報提供、統計処理に協力し、学部単位での評価・見直しにも役立てる。

②法学部における女性のロールモデルを紹介するとともに、学部紹介パンフレットやHP作成にあたってはジェンダーバランスに配慮する。

7 推進体制

熊本大学男女共同参画推進計画の規定に基づき、法学部男女共同参画推進委員会を設置し、計画・指針の進捗状況を点検・評価し、必要な対応を行う。また委員会運営のために必要な財源の措置を求め効果的運用をはかる。

8 指針の目標期間

全学の「第1期熊本大学男女共同参画推進基本計画」に合わせ、本指針の目標期間を平成20年度から平成28年度までとする。なお、中間評価についても全学の計画に合わせて実施する。

(出典：熊本大学法学部資料)

資料 Z-1-1-1-2 公募要領（下線太字が関連箇所）

熊本大学法学部 教員公募

熊本大学法学部長
深町 公信

このたび、本学部では下記の要領により教員の公募をいたしますのでお知らせします。

記

1. 所属講座 法学科 公共社会政策論講座
2. 担当科目および研究分野
 - (1) 担当科目 経済学（地方財政）の講義と演習
(教養教育および大学院教育にも従事していただきます。)
 - (2) 研究分野 経済学（地方財政）
3. 職名および人員 准教授又は講師 1名
4. 応募資格 博士後期課程修了の方又はこれと同等の研究業績を有する方
5. 採用年月日 平成29年4月1日
6. 応募期限 平成28年8月31日（水）17時必着
7. 提出書類
 - (1) 履歴書
氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴、取得学位・資格、所属学会・研究会名および賞罰を明記したうえ、写真を貼付して下さい。**なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念（あるいは従事）した期間について考慮することを希望される場合は付記して下さい。**
 - (2) 研究業績一覧
①著書、②論文、③判例評釈、④翻訳、⑤その他の研究業績の一覧を作成したうえ、主要業績1点に◎印を、これに準ずる業績1点に○印を付して下さい。なお、共同研究のものについては、自らの関わり方を明示して下さい。
熊本大学法学部ウェブサイト（<http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/>）から「**様式1**」をダウンロードして下さい。ウェブサイトを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務課総務担当にご請求下さい。
 - (3) 研究業績
上記研究業績の現物（コピーでも可）。なお、主要業績およびこれに準ずる業績については、それぞれ800字程度の要約を付して下さい。また、主要業績およびこれに準ずる業績について、第三者から評価されたものがあれば、そのコピーを付して下さい。
 - (4) 教育経験の概要
教育経験のある方は、教育経験の概要を提出して下さい。
熊本大学法学部ウェブサイトから「様式2」をダウンロードして下さい。ウェブサイトを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務課総務担当にご請求下さい。
 - (5) 教育研究活動に関する抱負
採用後の教育研究活動に関する抱負をA4判2枚程度にまとめたものを提出して下さい（様式随意）。
8. 書類送付先 〒860-8555
熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
熊本大学法学部長 宛
(注) 郵送の場合は書留とし、「公共社会政策論講座教員公募書類在中」と朱書して下さい。

9. 問い合わせ先	熊本大学人文社会科学系事務課総務担当 TEL 096-342-2316
10. その他	(1) 選考過程で面接を実施することがあります。 (2) 選考結果については、本人に通知します。 (3) 提出書類の返却を希望される方は、その旨を記載して下さい。 (4) <u>熊本大学は男女共同参画を推進しています(詳細はウェブサイトをご覧ください。http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/)。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。</u>

以上

(出典：法学部教授会資料)

資料Z-1-1-1-3 新規採用の教員構成比

採用年度	採用人数(職位内訳)	女性人数(職位内訳)	女性比率
平成26年度	1名(准教授)	0名	0%
平成27年度	1名(講師)	1名(講師)	100%
平成28年度	0名	0名	0%
平成29年度	0名	0名	0%

(出典：各年度法学部人事委員会資料)

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 全学的な取組みの成果として、子育て、介護、各種相談体制など教職員・学生への支援体制が充実した。このことは全学的取組みへの参加と協力を掲げる法学部の方針と合致する。

学部レベルでは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、新規採用の女性教員の割合が平成22年以降で55.6%(新規採用9名中5名)となり、掲げた数値目標(3割)を大きく超えた。さらに、平成29年度では、全体の女性教員比率も3割を超え(34.2%)、教授会構成員(教授、准教授、講師)に限っても32.4%となっており、クリティカル・マスの水準に達している。

平成27年度に女子の准教授を2名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している(資料Z-1-1-1-4)。

これらのことから、男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

資料Z-1-1-1-4 教員構成の推移

	教授		准教授		講師		助手		計		女性教員比率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男		女
平成26年4月1日現在	15	3	10	8	0	2	0	1	39	25	14	35.9%
平成27年4月1日現在	15	2	10	7	0	3	0	1	38	25	13	34.2%
平成28年4月1日現在	14	4	9	5	0	3	0	1	36	23	13	36.1%
平成29年4月1日現在	15	4	9	5	1	3	0	1	38	25	13	34.2%

(出典：各年度法学部人事委員会資料)

4. 質の向上度の分析及び判定

【重要な質の変化あり】

(1) 分析項目(方針に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること)

学部の方針に基づいて、第2期中期目標期間を通じて、男女共同参画推進にかかる全学的取組みに参加・協力する姿勢を維持してきた。学部レベルの変化では、とりわけ女性教員比率に関して、18.8%(平成21年4月1日現在)から34.2%(平成29年4月1日現在)へと大幅に上昇した(資料Z-1-1-1-4)。この教員構成における変化によって、政策決定過程での多様な視点の確保や学生に対するロールモデルの提示など直接的間接的效果が生み出されるものと評価している。

以上の点から、男女共同参画推進に向けた活動に関して、「大きく改善、向上し、高い質を維持している」と判断する。